議事日程(第1号)

令和3年3月8日(月曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 例月出納検査結果報告
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第1号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第7 議案第1号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第8 議案第2号 東白川村道の路線認定について
- 日程第9 議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第4号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例について
- 日程第11 議案第5号 東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第6号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第7号 東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例を廃止する条例について
- 日程第14 議案第8号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第9号)
- 日程第15 議案第9号 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第10号 令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第11号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第12号 令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第13号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)
- 日程第20 議案第14号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 発議第1号 議会の権限に属する事項中村長の専決処分事項について
- 日程第22 議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に 関する条例について
- 日程第23 議案第16号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第17号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第18号 東白川村営住宅の設置及び管理に関する条例及び東白川村営その他住宅の
 - 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 令和3年度東白川村一般会計予算
- 日程第27 議案第20号 令和3年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第28 議案第21号 令和3年度東白川村介護保険特別会計予算

日程第29 議案第22号 令和3年度東白川村簡易水道特別会計予算

日程第30 議案第23号 令和3年度東白川村下水道特別会計予算

日程第31 議案第24号 令和3年度東白川村国保診療所特別会計予算

日程第32 議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員(7名)

1番 安江真治

2番 安保泰男

3番 安江健二

4番 今 井 美 和

誠

安江透雄

5番 今 井 美 道

6番 桂川一喜

7番 桶口春市

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今 井 俊 郎 教 育 長 神 戸

副村長桂川憲生総務課長今井明徳

村民課長 安江修治 地域振興課長 村雲 修

産業振興課長 伊藤秀人 建設環境課長 有田尚樹

教育課長 安江任弘 会計管理者 今井英樹

国保診療所事務局長河田 孝 保健福祉課長

監査委員 安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局書 記

書 記 居石浩之

◎開会及び開議の宣告

〇議長(樋口春市君)

ただいまから令和3年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

〇議長(樋口春市君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一 喜君を指名します。

◎会期の決定について

〇議長(樋口春市君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの10日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

〇議長(樋口春市君)

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監查委員 安江弘企君。

〇監査委員 (安江弘企君)

令和3年3月8日、東白川村議会議長 樋口春市様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井美和。

例月出納検査結果報告。

令和2年11月分、12月分及び令和3年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法 第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和2年11月分、12月分及び令和3年1月分の東白川村一般会計、国民健康 保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後 期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

- 2. 検査の時期 令和2年12月22日及び令和3年1月29日、2月26日。
- 3. 検査の結果 令和2年11月末日、12月末日及び令和3年1月末日における上記会計の予算の執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

〇議長(樋口春市君)

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

〇議長(樋口春市君)

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 桂川一喜君。

〇議会運営委員長 (桂川一喜君)

議員派遣の件。次のとおり議員を派遣する。

派遣名、令和3年度町村議会議長・副議長研修会。目的、議員の研さんに資する。派遣場所、東京都。期間、令和3年5月19日。派遣議員、今井美道議員。

以上となります。よろしくお願いします。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合は変更事項 について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議 長一任で変更することに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

〇議長(樋口春市君)

日程第5、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

3番 安江健二君。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

〇3番(安江健二君)

それでは、通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて、新型コロナウイルスワクチンの 接種に関しての質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染者数が、世界全体で1億人を超えたと言われています。欧米などでの感染急拡大を受け、昨年11月上旬に5,000万人に達してから約2か月半で倍増、日本を含む各国でウイルス変異種という新たな驚異が広がり、その抑え込みはワクチン接種の方法が最も効果が大きいと言われております。

そんな状況の中、1月中旬には岐阜県も緊急事態宣言の対象地域7府県に入りました。1月12日時点で10万人当たりの療養者数がそれぞれ25人を超え、感染状況を示す指標で最も厳しいステージ4となりました。年末年始に感染者数が増加した岐阜県では、独自の非常事態宣言を出し、愛知や首都圏、関西などへの移動自粛を求めてきました。しかし、不幸にも県内の病院において大規模なクラスターが発生し、2月18日現在で200人以上に上り、深刻さが増しておりました。

開発段階に行われた臨床試験では、ワクチン接種によって新型コロナウイルス感染症を発症する リスクが95%減るという結果が出ています。国では、医療関係者から順次に接種が始まっています。 新型コロナ対策の切り札と庶民の期待が高まる中での、東白川村でのワクチン接種についての関連 の質問をさせていただきます。

それでは、第1問の質問に入ります。

国内では、2月14日に米ファイザー社製ワクチンが承認され、県内でも19日から医療従事者を対象に先行接種が始まりました。一般的に、感染症で集団免疫を得るには、人口の6割から7割が免疫を持つ必要があり、時間を要するとされております。臨床試験によるファイザー社製ワクチンの発症を防ぐ有効率は95%と報告がされており、有効率が30から60%のインフルエンザを大きく上回ります。ワクチンの接種を受けた人は、新型コロナウイルスの発症や重症化したりするリスクはかなり抑えることができるだろうと言われております。

ワクチンの接種は強制的ではありませんが、努力義務が16歳以上に課せられております。接種は

任意であり、個人の判断に任されます。全国的には、接種を望まない人、また当面様子を見たい人が相当数あるのではないかということも言われております。日本での試験データが少なく、不安に感じることもあることと思います。また、ワクチン接種を望まない人への差別防止も言われております。先行接種後のデータを厚生労働省は毎週公表するということも言っております。

以上の事由を踏まえまして、ワクチン接種により、一人でも多くの方々に免疫をつくっていただくことが大切ではなかろうかと思います。村としての接種率を上げるための対策をお伺いいたします。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長 安江透雄君。

〇保健福祉課長 (安江透雄君)

村として新型コロナウイルスワクチンの接種率を上げるための対策はとの御質問ですが、今回の ワクチン接種については、国が全額負担して、全国民に接種していただきたいとお願いしています。 広報活動については、医療情報でありますので、国からの情報を村民の方へも村のケーブルテレビ やチラシなどでお知らせしたいと考えています。

しかし、先ほど申されたとおり、接種は努力義務であり、強制ではないと国は言っています。65歳以上の高齢者の方は、感染した場合、重症化するリスクが高いと言われていますので、接種していただきたいと思っていますし、接種率も高くなると思います。接種率の議論は、若い世代の接種率が低くなるのではないかと国が心配しているということだと思いますが、今後、国から報道で提供される副反応などを参考にして、接種するかしないかを家庭でも話し合っていただきたいと思います。

夏までには全国の65歳以上の人のワクチンが届くと言われていますので、接種したいと思う人が接種できないという事態にならないように、村でも広報と準備は行ってまいります。ワクチン接種は、あくまでも強制ではありませんので、御近所で私は接種しないと言われる方があった場合、その方を非難するようなことがないようにお願いしたいと思います。以上です。

[3番議員举手]

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

ただいま課長が申されましたように、ワクチンを接種したいけれどもワクチンが間に合わないということは、やっぱり一番まずいことだと思います。いろんな事由、理由もありますけれども、極力努力をされて、望まれる人にはスムーズに接種ができるようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、第2の質問に入ります。

県の示された新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位を見ますと、A、B、C、Dの4段階に分けられております。

順に行きますと、A-1が医療従事者 1、これは接種施設の医師、看護師、職員等となっています。A-2、医療従事者 2、これは接種施設以外の医師、看護師、職員等となっております。A-3、医療従事者 3、これは歯科医師、調剤薬局薬剤師等となっています。A-4、救急隊員等、A-5、自治体職員等。

Bに入ります。B-1が高齢者の1、これは65歳以上の方となっています。B-2が高齢者、高齢者施設の従事者2の方々となっております。

Cでは、C-1が基礎疾患を有する者、これは高齢者を除くとなっております。C-2が高齢者施設等の従事者となっています。

D、その他の者、これは65歳未満、一般の方となっております。

その中で、C-2の高齢者施設等の従事者はどこに当たるのか、また誰に当たるのか。そして、B-2の高齢者施設の従業者とは異なるのか。一般的に考えて、C-2に該当する方々を早い段階で接種していただいたほうがよろしいのではないかと私は思います。この件につきましての村の考えをお伺いします。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長 安江透雄君。

〇保健福祉課長 (安江透雄君)

65歳以上の高齢者の接種が終わった後、16歳から64歳の一般接種が始まったときの優先接種順位を高齢者施設の従事者を優先したらどうかとの御質問ですが、A、B、C、Dに関しましては、医療従事者から高齢者、高齢者以外で基礎疾患を持っている方というような順番になっておるということですが、今のところ、65歳以下の従業員の方も、利用者が接種するときに優先接種できると考えています。

現在の情報では、4月末までにはファイザーのワクチン1箱が東白川村にも配付される計画になっていますので、5月中旬以降には、東白川村でも高齢者から順番に接種を開始できるのではないかと思います。今言われた村内の高齢者施設の関係ですが、診療所附属の老人保健施設、介護保険施設のグループホームほのぼの、社会福祉協議会のデイサービスや在宅介護支援センターの3か所になると考えられます。老人保健施設の職員は、診療所の併設施設ということになりますので、医療従事者等の先行接種枠で接種します。ですので、ほのぼのと社協の職員について優先接種可能であるかということになると思いますが、高齢者の接種時に可能でありますが、細かい指示は今のところまだ通知されておりません。今後の国や岐阜県からの情報を基に細かく検討していきますので、よろしくお願いします。以上です。

[3番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

高齢者に接する従事者の方は、先ほど言われましたように、どうしても高齢者は感染すると死亡

するリスク等が高いとかいうことでありまして、やはりそれらの方に接する方は優先して接種をしていただきたいなあということを強く思います。

それでは、第3の質問に入ります。

東白川村では、集団接種による方法が主となるのではないかと思いますが、一般的には、自分が ふだん通院をしている医療施設のかかりつけの医師と相談をして接種するのが望ましいということ が言われております。これは、過去に遡って通院・治療の履歴や日々の体調面について担当医師が 詳しく把握をしてみえるので、問診の手間も少なく、接種が速やかに実施できるのではなかろうか ということかと思います。

このことを踏まえまして、今、東白川診療所以外に通院してみえる方々の接種方法について、私 はどこでワクチン接種を受けたらいいのだろうということを思われると思います。そういったこと で、このことについての村のお考えをお伺いします。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長 安江透雄君。

〇保健福祉課長 (安江透雄君)

かかりつけの病院が村の診療所以外の方の接種方法はとの御質問ですが、今回は、かかりつけの 医師に私は接種しても大丈夫ですかと確認をいただいて、村で集団接種を受けていただきたいと考 えております。国の方針では、基本的には住民登録のある市区町村でクーポン券と言われている接 種券を発行して、指定された医療機関で個別接種や一度に多くの人が接種できる集団接種など、市 区町村ごとの判断でワクチン接種を行うこととされています。

予防接種ですから、御指摘のとおり、自分が行きたい医療機関に予約をして接種していただくのが一般的です。将来的には、インフルエンザの予防接種と同じような扱いになると言われていますので、かかりつけの医療機関で接種できるようになると考えられます。しかし、今回は緊急事態で、一度に全国で大量にワクチンを配付し、国が接種状況も管理しようとしております。今回問題となるのは、どこの医療機関でもワクチンが準備できるわけではないということで、長期入院中などの特別な場合を除いては、市区町村が指定した集団接種会場や医療機関で接種することになります。以上です。

[3番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

このことについては、やはり村外の医院にかかってみえる人につきましては、かなりどうだろうということを思われていると思います。そういったことから、村のほうから詳しい説明をされまして、かかりつけの医師のほうから紹介状といったものをきっちりと頂いて、村での接種をお願いできたらということを思います。

それでは、第4の質問に入ります。

老齢やその他の理由により、在宅での接種を希望されたような場合は、訪問での接種は受けられますか。また、3月1日の岐阜新聞には、25市町村での施設巡回という見出しの記事が載っていました。東白川村は、開始時期の想定は4月、接種体制は個別と集団接種、また高齢者施設への巡回接種計画はしていないということが載っておりました。この件につきましては、どのような村のお考えかをお伺いいたします。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長 安江透雄君。

〇保健福祉課長(安江透雄君)

特殊な理由があって、在宅で訪問によるワクチン接種ができないのかとの御質問ですが、国からの今現在の情報では、ワクチンを1人分だけ持って訪問することは難しいと考えられます。東白川村では、例年インフルエンザの予防接種を集団接種方式で行っています。自家用車で来場できない方には、送迎バスを電話予約していただいて運行していますので、今回も同様に行う予定です。基本的には、御家族の自家用車で来場いただくか、電話で相談していただき、送迎バスを御利用いただくようにお願いする予定です。

おっしゃられた高齢施設への巡回接種につきましては、先ほどお答えした内容で、東白川村に巡回接種をするというような大きな高齢者施設はありませんので、今のところ予定はしておりません。 今現在では、来場不可能な方は村内に在住ではないようですが、いつワクチン接種が始まるか決まっておりませんので、そのときの状況で対応していきたいと考えております。以上です。

[3番議員举手]

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

私も把握はしておりませんけれども、寝たきりのような方で独居のような方が見えた場合、相談する方もなくて非常に不安な日々を送ってみえると思います。このような方をしっかり把握されまして、送迎ができるのかというようなことをきっちりと村にはお願いしたいというふうに思います。続きまして、第5の質問に入ります。

アナフィラキシーの症状と言われる重いアレルギー反応は、米国で100万回に5回の割合で報告をされています。このことについては、接種後の会場において15分間ほど様子を見ると言われております。最近になって国内でも3件の症状が見られましたが、この件につきましては、会場には医師や看護師、その他のスタッフが見えて、15分から30分前後の観察になるということが言われております。症状が現れても手当ができるので、大丈夫かなあということが言われております。このほか、接種を受けた人の一部で接種部位の痛み、倦怠感、頭痛などが出たことが報告をされております。厚生労働省は、ウェブサイトに新型コロナワクチンについてのページを設けており、副反応などの情報も掲載することにしています。

東白川村においては、接種した場合、医療機関の休日の前の日に接種を受けて、体の具合が悪く

なったような場合の連絡先についてお伺いをいたします。これは、例えば金曜日に接種を受けて、 次の土曜日・日曜日が休みという場合、そしてその夜のような場合には、私はどこへ連絡をすれば いいのだろうということをお伺いいたします。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長 安江透雄君。

〇保健福祉課長 (安江透雄君)

医療機関の休診日にワクチン接種の副反応がひどくなったときなどの相談連絡先はとの御質問ですが、村で集団接種をする場合は、木曜日までに接種日を設定するように計画していますので、翌日診療所に電話していただきたいと思います。

土曜日・日曜日に体調が悪くなった場合は、通常のとおり、診療所の土曜診療を御利用いただくか、可茂管内の休日診療所に御相談いただくことになると思います。ワクチン接種の日程が決まりましたら、今後広報していきますので、よろしくお願いします。以上です。

[3番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

分かりました。

それでは、第6の質問に入ります。

厚生労働省は、基礎疾患のある方を優先接種の対象とするとしています。対象となる方は、およそ820万人に上る見込みです。それぞれの方が悩みや不安を持ってみえます。国や県にはコールセンターが設置をされ、土・日・祝日でも対応しています。東白川村での個別の悩みを聞いていただける窓口はどこなのか、お伺いをいたします。

優先接種の対象になる基礎疾患は、いずれも通院や入院している人が対象となり、13項目ほどが 上げられております。その方々には当然通知がなされると思いますが、その他のことで他人には知 られたくない悩み等を聞いていただける窓口はどこであるのか、この件についてお伺いをいたしま す。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長 安江透雄君。

〇保健福祉課長 (安江透雄君)

ワクチン接種についての心配事相談窓口はどこかとの御質問ですが、御指摘のとおり、一般的な ワクチン接種に関する心配事相談は、厚生労働省のコールセンターと岐阜県に設置されるコールセ ンターの電話番号を皆さんにお知らせすることになると思います。基礎疾患など自分の御心配なこ とについては、かかりつけの病院で医師の方に確認していただいたほうがいいと思います。相談の 窓口は村にも開設しますので、今後電話番号はお知らせしていきますので、よろしくお願いします。 以上です。

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

村のコールセンターの窓口を開設するということです。ありがとうございます。このことにつきましては、なるべく早く開設をしていただいて、事前にみんなが安心して受けられるようにお願いしたいと思います。

それでは、第7の質問に入ります。

いよいよ集団接種が始まり、その会場へお越しいただきました村民の方々には、村から少しの接種対策費の出費をお願いできませんか。例えば、地元で使う商品券等であります。これで帰りに買物などをされたらいかがでしょうか。この件につきましては、既にテレビ等で報道しておりますけれども、他県では計画をしておりまして、ある事例では500円券を2回というようなことをやってみえました。これにより、少しでも接種率の向上と地元の商店での買物による経済効果が得られたらどうかなということを思います。この件につきましての村のお考えをお伺いいたします。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

この質問については、私のほうからお答えをさせていただきます。

ワクチン接種をされた村民の方々に商品券等の粗品、こういったことで接種率が向上するのでは ないかという御質問でございました。

このことは、テレビや新聞でも議論されているところですが、賛否両論であると思います。私は、 今大切なことは、今回のワクチン接種はインフルエンザの予防接種とは違い、前例のない、国を挙 げての大事業という位置づけでございます。したがって、全国民がコロナ感染症の終息、抑え込む ことに力を合わせることが必要であります。先ほどの課長答弁にもあったように、有効性や副反応 の情報などをしっかりとお伝えし、できる限り多くの人が接種いただけるようにお願いをしてまい りたいと考えております。

一番のリスクは、ワクチンを接種せずに感染すること、そして感染を広げてしまうことであるということをしっかりと理解をしていただかなくてはならないと考えております。基本は、自分の健康、体のことでございますから、商品券をもらえるからとか、ポイントがもらえるからという理由で接種するものではないと私は考えております。したがって、今のところ、村では商品券等を準備することは考えておりません。

議論の中心は、若い世代の接種率が上がらないことを心配しているということだと思いますが、 若い世代の方々でも、この感染症にかかると後遺症の発症率が非常に高いという報道があります。 自分の身を守るために、ぜひともこの時期が来ましたら、65歳以下の若い世代の方にも接種を呼び かけていきたいと考えております。以上です。

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

村の考えは分かりました。

現時点では、予想ですが、4月12日に高齢者接種が開始をされ、26日以降は本格化をさせ、また6月中には高齢者3,600万人分と医療従事者470万人分、いずれも2回接種の自治体への配送が完了予定とされております。また、7月以降は、大半の自治体で高齢者以外の接種開始となっております。また今年度は、日本にとっては大事業の東京オリンピックの開会式が7月23日に予定をされております。ワクチンも輸入に頼っているような状態ですので、接種のスケジュールもなかなか難しいものがあろうかと思います。いずれにしましても、多くの村民の方々が無事に2回の接種を受けられることを私は強く思っております。

これをもちまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

[6番 桂川一喜君 一般質問]

〇6番(桂川一喜君)

交流人口と定住人口について、一問一答方式で質問いたします。

村外者への施策として、交流と定住に着目し、今後そのバランスを調整していく必要があると考え、交流人口と定住人口に対する村の考えを3点伺いたいと思います。

30年ほど前、全国を村おこし旋風が駆け回っていました。東白川村もその例に漏れず、青年連絡協議会による夏祭り、ツチノコを前面に押し出した様々なイベントなど、活気ある村づくりという目的のために、村外者との交流を図る施策が次々となされていきました。公共、民間、どちらも本当に活気があったことを今でも思い出します。

そんな中で、村ぐるみ会社ふるさと企画が立ち上がり、村外者の常時受入れの施設として、こもれびの館、レストラン味彩などがこもれびの里構想とともに整備された経緯があります。村おこし旋風の中で観光協会の再構築もされました。東京にしか存在していなかった村人会に加え、中京圏域、岐阜圏域と新たな村人会がつくられたのもまさにその頃です。観光に力を入れ始めていた頃、人口減少が徐々に問題とされるようになってきました。外来者・村外者を観光として招き入れる施策では、人口減少には対応できないと考えた当時の村は、エコトピア事業などの村外者を直接住民として招き入れる施策に力を入れるようになり、エコトピア事業は一定の成果を収めました。

今述べてきたように、村外者・外来者に対する施策は、交流を目的とするものと移住・定住を目的とするものがあります。近年のことに特化して説明すると、交流を目的とするものとして、村の4大イベント(つちのこフェスタ、夏祭り、秋フェスタ、お松さま祭り)、村人会の支援、村の応援団を形成する方針でのホームページ運営などがあります。移住・定住を目的とするものとしては、

地域おこし協力隊の受入れ、村営住宅の建設、空き家の利活用などがあります。

昨今のコロナ禍の中、都市部を離れ、郡部への移住志向が強まるなど、追い風が増えるのと当時 に、3密を避けるために各種イベントの中止、生活圏を超えての移動の自粛、多人数での会食の回 避など、逆風とも言える風も無視できなくなっています。

そこで、1つ目の質問になります。

これまでの村の施策のうち、交流人口施策の成功例と失敗例、定住人口施策の成功例と失敗例と考えられるものについてのお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

桂川一喜議員から、交流人口と定住人口についての質問がございます。

交流人口施策の成功例と失敗例、また定住人口施策の成功例と失敗例というものについての御質 問がございました。

まず交流人口の概念でございますが、定住人口に相対する概念で、この村を訪れる人々のことを指します。本村の場合、積極的な仕掛けとしては、平成3年以来、こもれびの里で株式会社ふるさと企画が展開してきました誘客事業が上げられます。名古屋市の婦人団体、愛知県共済などの会員向けツアーやスポーツ少年団の合宿の場の提供など、自然環境を生かした体験型の事業を展開してまいりました。そのほかには、アウトドア体験型の交流人口施策として、魚の宿、宮代オートキャンプ場、瀬音公園をはじめとする公園施設を兼ねたバーベキュー場などが整備をされてまいりました。また、古くは観光協会が主催しておりましたアマゴ釣り大会、マス釣り大会等もありました。そして、定住施策としては、平成11年から実施したエコトピア東白川マイホーム大作戦、令和元年度から行っている移住・定住施策がございます。

こうした各種の事業の中で、継続しているもの、中止したものがありますが、中止したものは失敗であったということではなく、当初は目的を達成することができる事業であったとしても、時の流れとともにニーズが変化をして、事業の目的や得られる事業効果が時とともに薄れていくとき、中止という判断がされてきたと考えております。その時々の歴代の村長や担当者が知恵を絞り、また時の議会の皆様と協議を重ねて実施をしてきたものであります。

今回、ただいまの質問である事業の成功例と失敗例でございますが、公の場で公表する評価としての成功・失敗の判断の基準と指標となるものがなく、軽々に判断をすることはできないというふうに考えておりますので、お察しをいただければと思います。

以上で答弁といたします。

[6番議員举手]

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

1個目の質問の中で、成功、失敗という単語を実はあえて使いました。今の村長がお答えいただいたように、何をもって失敗と見るか、ましてや一定の事業を行った場合、失敗という最後の決断を下すというのは、なかなかできるものではありません。

質問の中にもありましたように、僕はエコトピア事業などについては一定の成果を収めましたという、僕のほうからも報告の形で質問に入れておきましたけれども、この一定の成果がありましたというのを成功と言えば成功、でも一定の成果で終わっただけなら失敗かもしれない。この辺の判断を村長がどのようにお答えいただくのかを知りたくて、この質問をさせていただきました。

なので、先ほどのお答えで村長のお気持ちもよく分かりますし、やはり事業を行った以上、これは何らかの成果があっただろう、これを成功とも言い切らず、失敗とも言い切らないという村長のお気持ち、お察ししていただきたいとおっしゃられたのも本当にお察しいたします。

そこで1点気になったことがありまして、評価するには基準がありませんと言われました。この 点だけは、ちょっと再度質問をしたいと思います。

確かに失敗と言い切るまでの基準はないであろう、これは分かります。ただ、一定の成果があったのかどうか、もしくは事業を行った以上、検証というものは必ずされていないとおかしいのではないかというのは、予算を認める、もしくは事業を認める議会の立場からも、やりっ放しでは困るだろうということは、多分村民の皆さんも同じことを思われるかと思います。

そこで、さっきは失敗と決める基準はないというお答えでしたので、あえて成果を検証する上における基準はあるのかないのか。あるとしたら、どのようなものを基準として評価を行っているかということを、特に今回の質問は、交流人口施策と定住人口施策における何らかの判断する基準というものを再度質問したいと思います。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

事業を行いましたら、どんな事業でもPDCAサイクルに乗ってチェックするのは当然であります。それぞれの事業が、事業効果が上がったかどうかの判断基準、これはよく使われる概念、費用対効果、投資しただけの成果があったかどうかを常にPDCAサイクルによってチェックをして、先ほども答弁しましたように、時代に合ってこなくなった、費用に対して効果がそれ以上上がってこない、そういう判断をその時点でされて、またあるいは時代の流れによって、この事業はもう時代にそぐわないという判断があって、あるいは中止・停止という判断がされているというふうに思います。現在のやっています事業についても、当然それは必要なことでありますので、一番キーワードと言えば、やはりよく使われる費用対効果であろうと思います。また時代、先を読む、今は成果がないけど、今投資をしておくと将来に向かって効果が期待できるという事業も性質によってはあろうかなというふうに考えます。

また話が少し混沌としてまいりますけど、辛抱強く続けることによって成果が出てくる事業、種 目もあると、このように私は考えますので、先ほども申しましたように、判断基準として、数字で、 その数字は事業計画の中に当然例えば定住人口何人、あるいは交流人口、このイベントで何人の参加と、こういうそれぞれの個別の指標は当然持って事業効果をはかっていくわけですので、一つずつの事業について例は挙げませんが、そういう考えで評価をすべきだと考えております。

[6番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

前半の答弁の中で、時代とそぐわない。それから効果があった、成果があったなかったという言葉をまず最初にお答えいただいて、このままだと結局基準が何か分からないなと思っていたら、最後のところで数字という言葉が出てまいりました。

そこで、達成率等がという言葉は聞かれたわけですけれども、逆に言うと、個別のものに関してはちょっとお答えするには至らないと言われました。じゃあ、逆に今の御答弁をまとめますと、時代に合うか合わないか、時代にそぐわなくなったかどうかというのは、数字の上で一定の成果が見られる数字が落ちてきた時点で時代と合わなくなったと判断されるのか、それとは全然違う形で感覚的に判断しているのかということになるわけですが、数字でもって時代に合う合わないという判断をされているのかどうか、ちょっとお答えください。

○議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

なかなか難しい御質問だと思います。数字で判断できるものもあれば、先ほども言いました時代 の流れ、あるいは村内での評価、そういったものが議会を通じたり、いろんな団体を通じて上がっ てくるわけですけれども。

〇議長(樋口春市君)

村長、マスクをつけてください。

〇村長 (今井俊郎君)

つけたほうがいいですか。

失礼しました。それではもう一度言います。

なかなか難しい御質問かなと思います。それぞれの事業によって、全部が数字で表せるものではないということでございますし、数字でチェックできるというものでもございませんし、先ほども申しましたように、世の中の流れというか、時代の流れを適切に判断するという手腕も必要になってまいります。また、議会あるいはそれを実施している団体等の御意見も尊重しなければならない立場でも行政はあります。そういうことで、全てのことが数字でチェックできるというものではないというお答えになろうかと思います。

[6番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

実際に議員の立場でもそうですが、民間の時代におきましても、評価をする立場にある会議というものにも数多く出させていただいております。

やはり村長のおっしゃるように、なかなか数字だけをもってして評価するというのは難しいこと も承知……、でも、逆に数字がないがゆえに評価するというのが非常に難しい中で、実際の評価の 中身が、本当に客観的・合理的なものに従っていいのかどうかということに関しましては、いまだ 疑問を感じる点はあります。

ただし、今回は3月議会ですので、予算のことも今後考えていかなければならない。それから、 質問の最初に申し上げましたように、交流人口ですとか定住人口を村が積極的に考え始めた頃は、 まだ財政にも余裕があり、それからマンパワー、人間の力にも余裕があった頃の話です。ですので、 今後は財政もしくはマンパワーにも限界があります。それから、村に定住したい、移住したいとい う人の数が少なくなっているからこそ人口が減っているのであり、今までどおりの手腕が必ずしも 正しいとも言えない時代がやってきているのではないかと思いますので、この件、1個目の質問に 対しては、今後は今まで以上に判断基準というものをしっかり持っていただき、合理的・客観的、 誰が見ても誰が聞いても分かる判断基準というものを今後考えていただきたいという希望を持って、 1個目の質問はこれで一旦切りにしたいと思います。

そこで、それも踏まえた上になるかと思いますけれども、次に2個目の質問に移りたいと思います。

今後の交流人口施策の予定と定住人口施策の予定はどうなっているのかをお答えいただきたいと 思います。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

今後の交流事業の予定あるいは定住人口施策についての御質問がございました。

やはり今おっしゃられたように、世の中が変わりまして、新型コロナウイルス感染症の影響というのは今後無視ができない状況は当然のことでございます。東白川村の交流事業の柱であったこもれびの里の運営についても、昨年、根底から崩れたことが非常に大きいインパクトであると、このように感じております。ここにつきましては、幸いにも民間企業との連携に持ち込むことができ、こもれびの里の本来の目的である交流事業を民間活力の活用という形、御協力という形で再び目指すことができることを今目指しておりまして、大変ありがたく思っております。

また、定住人口施策については、令和元年度から空き家の掘り起こしの問題解決に着目をして、制度の見直しをさせていただいております。これまでに10戸の空き家バンクの登録、転入見込みが7世帯13人、こういう見込みのところ、これが4世帯6人の転入が完了という成果を上げております。今後も年間12世帯の移住に向けて、この施策は一層進めてまいりたいと考えております。

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

交流人口施策、定住人口施策につきましては、実のところ、議会のほうには全協等を通じて既に 御説明をいただいておりましたが、改めてこの一般質問を通じて村民の方にも御理解いただこうと いう点が1点ありました。

それから、先ほど1個目の質問でありました効果ですとか、成果ですとか、そういうことに関する考え方もここで質問をちょっと重ねたいと思って、あえて質問をしました。

ということで、今おっしゃられたこもれびの館が民間に委託することにはいろんな事情もありましたが、少なくとも村が無縁ではなく、村と関わり合いの中で交流人口が図れるであろう民間施設に設営されるということ、それから空き家対策につきましても、現時点での数字は目標が12世帯であるとか、現時点で6人という、12、6という数字が具体的に出てきましたが、さっき1問目の質問で、あえて数字をもう少し厳格にと言ったばかりですので、この時点ではお答え願えないのかもしれませんけれども、果たして2番の質問です。

今後の予定に対して、村長が合理的・客観的な判断基準を持っておられるのかということを再度 質問したいと思います。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

計画は、交流人口のほうでございますけれども、引き続き続けている交流人口施策、先ほど御紹介があったイベント等も続けてまいりますし、残念ながら、今年度5月のつちのこフェスタは中止という判断がされておりますが、その後については継続していくつもりでございますし、今お話があったこもれびの里は、民間活力で新たな交流人口を増やしていくというもくろみをしてございます。

このこもれびの里の交流事業の展開、これはまず第一に旧レストラン味彩をレストランに変えていくということで、今工事が始まっておるというところですが、この集客人数については企業さんの営業計画がございますので、これをしっかりと聞かせていただき、またそれを達成できるように努力するのが村の立場という形になってまいります。

それから、各イベントについては、先ほど言いました費用対効果で、イベントをやっても人が集まらなくなったときは、それは判断の時になると思いますし、今のところ、どのイベントもコロナがなければ、しっかりとした運営がされているというふうに考えてございますので、少しでもコロナが終息するのを待って、それに合った時代、いわゆる共存していくような形でのイベント開催方法等を考えて、若干数字は落ちてくるかもしれませんけど、それぞれのイベント参加率を上げていきたいかなというふうに考えてございます。

また、空き家の活用については、先ほども申しましたように、たくさんの空き家について調査を始めたり、それから村民、持ち主の方々にアプローチをかけて活用をしていただけるようにお願いもしておりますし、そういった中で、今のところ今年の事業の成果として4世帯6人転入があったということで、人口推計からいろいろ目標は持っておりますが、これは年間12世帯という数字であります。これに少しでも近づけるように一層進めてまいりたいとお答えしたところであります。数値での管理は、これが目標になろうかなあというふうに思います。

[6番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

定住、住民が増えることは、目標値に対して、結果として1世帯でも1人でも増えれば、これは 成果がなかったとはとても言えない、成果があったとみなすべきであることは、もしかしたら議員 である私ではなくても、村民誰が聞いてもそうであろうと思います。

問題は、交流人口というものの捉え方をちょっと村長にお聞きしたいんですけど、交流人口を増 やすために様々な事業をやっています。それから、来村者の人数が増えることもやっています。

根本的な質問になります。交流人口を増やすことはなぜ必要かという、そのお考えを実はお聞きしたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

交流人口を増やす目的について御質問ですが、当然交流人口による村内への経済的効果、簡単に言うと、例えば物産、道の駅等で東白川村の産品が売れていくという経済効果、あるいは人の交流が生まれることによって、コロナ時代だと、この交流・人流というのが非常に制限がされておるので、こういう状態になっておるということなんですけど、それをちょっと横に置いておきまして考えると、この増加によって、経済的効果のほかに村民生活が豊かになる面も確かにあろうかなあと。それは人と人との交流であったり、それぞれ個別に上がってくる、知り合いが増えるとか、お友達ができるとかいうようなことではないかなあというふうに考えます。

そういった中で、村の皆さんが、ちょっと中途半端な表現をすると、豊かな村民生活の一助、元気になれるということにもつながろうかなあというふうにも思います。また、人と人との交流、あるいは営業上のお付き合いとかが広がってまいりますと、今度は村外へ東白川の産品を売っていただいている、フォレスタイル事業などはその最も主たるものでございますが、あるいは白川茶の販売、こういった中での販売チャネルも増えてくるということで、交流人口の中で何割かをその地元の経済効果につなげる、あるいは人と人との交流につなげていくことが、将来は東白川村を気に入っていただいて、定住につながっていくと、こういう効果も当然仕掛けとして用意をされていきますので、交流人口を増加するということは、もともと概念的にあったのは、その中から定住人口を

増やすということが根底にあると私は考えていますけど、それでも交流している間に、経済的あるいは人的交流を増やして活性化を図ると。これが交流人口のそもそもの考え方であると理解をしております。

〔6番議員挙手〕

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

今回の質問の冒頭で述べましたつちのこフェスタが立ち上がった時代ですとか、村の若い者、青年連絡協議会による夏祭り等が行われたときには外来者が増えると。それが、すなわちダイレクトに人と人との交流につながっておりました。

ただ、村長の説明にあった近年の村の交流施策は、一定の施設のところへバス等で乗りつけて、 そして帰っていく。それの繰り返しで、果たしてそこに一般の村民との交流というのが存在してい たかどうか。それから、夏祭りの件につきますと、やっぱり若者が経済効果でもなく、それから人 口対策でもなく、ただイベントをそのまま経営側、運営する側として十分楽しむという要素も含め ながら、若者の活性化を図る場という意味において交流事業が行われておりました。

ただ、近年よく分からなくなってきたのは、外来者を迎えるんです。確かに経済的な効果については単純に考えてもあるだろうと。お金を落としていかれるんですから、当然あるだろうと思います。ただ、村民との交流があるかのように今村長おっしゃられましたが、近年のイベントの形態を見てみますと、一時期ほど交流が……、本当の目的が人と人との交流であり、なおかつイベントに対して、交流できるから、活気あっていい村だから、この村に生き続けたいという住民のプラス志向につながっているのかどうかというところに一定の疑問も感じなくもないです。これは私の疑問でもありますので、村長のお考えをお伺いしたいという意味で、再度この点についてのお答えを願いたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

イベント開催について特化して今御質問があったというふうに理解しました。

例えばつちのこフェスタ、第30回のときには約4,000人というような参加者があったということです。このことが村民生活の交流につながっているかどうか、あるいは夏祭りの形態を見ておって、議員は疑問に思われているという御質問だと思いますが、私は決してそうは思わなくて、先ほども言いましたように、つちのこフェスタであっても、夏祭りであっても、村外からもたくさんの方が来ておっていただけます。その中で、村民の皆さんは非常に楽しく交流をしてみえる場面を見ることもあります。

あるいは、いつもはこちらに定住はしてみえないんですけど、東白川出身の方々が、こういった イベントを契機に東白川を訪れていただいて、それぞれ各御家庭、あるいは同級生、こういった形 の交流がまた再確認をされておると。この人間関係がこの後どういうふうに展開するか、これは未 知のところでありますので、御縁があっていろんな形につながっていくのが理想かなと思います。

イベントについてはそういうふうに考えますので、決して村民の皆さん方が交流していないというふうにも思っていませんし、たくさんの村外の方が見えるつちのこフェスタについては、最初は少人数で始まったことがあれだけ大きなイベントになってきて、マスコミ等の取材も受けられるようになったということで、子供たちも東白川村の宣伝をしておってくれるいいイベントだなあという認識を持っておるというように感じるときが何回かあります。それはいろんな機会でそういう話も聞くということであります。

また、イベントではなくて、道の駅での村民の皆さんとの交流も随分、これは売手と買手という 形であるかもしれませんが、白川茶屋さんであったり、野菜村さんであったり、附属するそういっ た交流施設で、たくさんの方々が東白川ファンになっていっていただいている。それは、村民の皆 さんが本当に東白川のことも大事に思いながら、すばらしい商材を、商品を提供していっていただ く。あるいはおもてなしをしておっていただく。このことは、十分私は評価をさせていただいてお りまして、このことによってビジネスにつながっている例もたくさんあるかなあというふうに思い ます。

一頃は交流人口でお話があって、一昨年ですか、村おこし講演会で指出先生を呼んで、このときに学んだのが、私は全国で一番早かったんじゃないかなあと思うんですけど、関係人口という概念をみんなが学んで、例えば交流イベントや買物だけじゃなくて、例えば名古屋大学の学生さんたちが研究の素材に東白川村を選ぶ、こういったこともこれは関係人口として増えていっている。今年度になって、名古屋のトライデントスクールの学生さんたちが東白川村の特産品を題材にして勉強したと。こういうこともございまして、それが、よく言われる元気が出る活性化の源になっていっているのではないかなという評価をさせていただいて、予算も提案させていただき、そしてお認めをいただいて、今まで実施をしてきております。そういう流れの中でのイベントあるいは交流施設の運営を、これからもしっかりとやっていきたいかなというふうに考えております。

〔6番議員挙手〕

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

村のためであるとは言いながら、やっぱり村はイコール村民でもありますので、コロナ禍の中でイベント等を一度見直すいい機会にもなっておりますので、村長のお考えもよく分かりましたけれども、いま一度本当に住民のため、村民のためになっているのかということも含めた効果、成果、目的というものをいま一度見直していただくことを希望しまして、3番目の質問に移りたいと思います。

今、ちょうど村長の口から関係人口という言葉が出てきましたので、ちょうど3番の質問をしや すくなったわけですが、交流とも定住とも決められないお試し村民的な施策の予定について伺うわ けですけれども、趣旨としましては、特に空き家対策なんかはいきなり家を買って、そこに住民を移してスタートするという施策です。これは、間違いなく住民を増やすという意味においてはダイレクトですのでいいのですが、迷っている人、どうかなあ、東白川に住んでみようかなという人からすると、幾ら値段が安くても実際にはハードルが高いものと思われます。

だからといって、イベントのときに来て帰っていくだけでは、この中間層に対する施策としては不十分ではないかと思われるので、ここはあらかじめ質問を出しておきましたので、もしかしたら何らかのお答えをいただけるのではないかと思いますけれども、いきなり住民になるわけでもなく、だからといって観光客で止まるわけでもないような人を一旦村に受け入れるというような施策を考えていただけないか、もしくは考えておられるかという質問にしたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

あらかじめ提示をいただいた質問には、お試し村民的な施策の予定というふうに書いてございました。お試し村民の解釈が、今の御質問でちょっとあやふやになってきましたので、適切なる回答ではないかと思いますが、私はお試し移住だというふうに考えましたので、ネット等で東白川村に関心を持っていただいて、古民家を購入して移り住みたいという方に対しての限定的なお答えになります。

これについては、大変大きな買物あるいは決断もされる、人生を変えるようなことをされる方々ですから、議員おっしゃるとおり、慎重に判断されますので、こういう移住等を希望される方に、今のところは、見晴らしの宿を活用して1泊していただいて、村内をしっかり見ていただいてというようなことを担当のほうでやらせていただいております。実績も上がっておるところであります。また、見晴らしの宿の展開については、先ほど説明したこもれびの里の新しい展開もございますので、ここがほかのことに使われるようになった場合は、古民家等をそういったことに活用して、お試しの宿泊をしていただくようなことはぜひとも続けていきたいかなというふうに考えております。このほかにも、実はコロナのことを考えて中止にしたわけですけれども、こういったことを希望してみえる方々を、1日だけですけど日帰りで村民の皆さんと交流、特に既に移住をしてみえる方々がどういう感想を持った村なのというところを、できれば会食が許されるような状態になれば、会食をしたり、作業をしたりしながら東白川村を体験していただくようなメニューをつながるナビ事業の中で計画をしておりました。まだ実施に至っておりませんので、説明だけになりますが、これがまさに議員のおっしゃる移住者に対するお試しの試みではないかなというふうに思います。これまでに13世帯34人の方が、このお試しの宿泊をされたというような実績があります。今後もこれは充実をさせてまいりたいというふうに思っております。

また、関連してお答えをさせていただきますけど、この移住・定住促進あるいはこの奨励策については、御案内しておるとおり、いろんな制度が用意をされております。しかし、一番大事なこと

は、移住してこられる方々が、いかに地域にスムーズに溶け込んでいただけるかということが大事かなというふうに思っております。地域の皆さんには、先ほど議員もおっしゃったように、空き家が解消し、人口が増えて、その地域の社会的負担だとか、経済的負担が、分母が大きくなることによって多少なりとも軽減されていくというメリットがある。これは御理解いただけるところでございますので、できる限りウエルカムの態勢で受け入れていただきたいというふうには考えます。

また、移住してみえる方には、地域のお付き合いというのをしっかりとサポートして、移り住まれたときには、こういうお付き合いがありますよということも事前に説明をして入ってきていただくということも、担当のほうでしっかりとさせていただいております。移住を決められた方は、できる限り私も一回だけ面談させていただいて、東白川村のことも御理解をいただくような活動もさせていただいているところであります。そういった活動をもっと充実させたいということで、新年度からは、この活動をNPO法人としてしっかりと組み立てていくというふうに考えて、既に準備をしているところであります。

質問の趣旨にずれておりましたら、また御質問いただければお答えをしたいと思います。

[6番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

実は、以前移住センターへ行ったときに、東京のことは、地方はみんな知っているから東京へ移り住みます。東京から田舎に住もうと思うと、東白川のことなんか知らないわけですから選択肢の中に入ってこないかもしれない。だからこそ、積極的に東白川村というのを対外にアピールして、選択肢の中に東白川村というのが入るのが重要だということを勉強してきました。この席には村長も同席されておりましたし、それから地域おこし協力隊等を、面会に行かれる担当者の方も、常日頃それは言われているのではないかと思います。東白川というものをアピールしないことには、選択肢の中に入ってこないよと。

ということで、実は交流人口を増やすという中に、村長がおっしゃった以上に、実は対外的に東 白川村というものをきちんとPRするという効果もあろうかと考えた上で、当初は質問の形ではあ りましたけれども、そのようなお答えがもしいただければと期待しておりましたが、時間もなくな ってきましたので、今後、定住・移住という結果だけを見るのではなくて、いかに移住・定住、そ れから東白川村を選択していただけるかという点を軸に置きますと、交流人口等の考え方にもまた 新たな方向性、それから基準点が見えてくるのではないかと思うお話をして、質問の全てを終了し たいと思います。

〇議長(樋口春市君)

ここで暫時休憩とし、11時から会議を再開いたします。

午前10時55分 休憩

〇議長(樋口春市君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 安江真治君。

[1番 安江真治君 一般質問]

〇1番(安江真治君)

救急搬送の課題について質問します。

昨年の8月9日夕方、黒渕地内で救急搬送を要請する事案が発生しました。しかし、このとき救 急車は、東白川でも白川でもなく、七宗から来ることになりました。意識のない人を目の前にして 救急車を待つ時間はとても長く感じられました。

初めに、この件について質問します。

この日、なぜ救急車は東白川ではなく七宗から来ることになったのでしょうか。また、通報から 到着までに何分かかったのでしょうか。そして、このように東白川以外から救急車が来るケースは どれぐらいの頻度で発生するのでしょうか、お答えください。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

安江議員の御質問にお答えさせていただきます。

救急搬送につきましては、可茂消防事務組合が受け持つ業務でございますので、消防本部に問い 合わせた内容を踏まえてお答えさせていただきます。

先ほど、8月の救急搬送の救急車が七宗から来たことにつきましては、東白川分遣署の救急車も 東消防署の救急車も救急出動していたため、救急現場に最も近く出動可能であった七宗出張所の救 急車が出動しました。その際には、東消防署から救急隊員の資格を有する隊員が2名、救急とは別 に支援隊として出動し、応急処置をさせていただいております。この支援隊というのは、救急隊が 行う救急活動とは別に出動して、消防隊が行うことを支援することによって、安全で迅速な活動、 また救急効果の高い救命活動を実施するものでございます。

そのときのことを時系列で申し上げますと、午後5時28分に東白川分遣署の救急車が白川町の上 佐見に出動しております。5時54分に東消防署の救急車が白川町の黒川へ出動しております。そし て、6時4分に黒渕地内の救急事案を受け付けております。6時8分に東消防署の指令車が支援隊 で出動しております。そして、6時11分に七宗出張所の救急車が出動しております。

次に、現場までの到着時間でございますが、119番を受け付けてから、七宗出張所の救急車が現場到着したのが6時54分ですので、50分かかっております。支援隊の東消防署の指令車につきましては、6時39分に到着しておりますので、35分でございました。

今回のように、村以外から救急車が来るケースにつきましては、過去3年間の平均で89.3回ぐらいございます。そのうち、村外からは6.3件、7.1%で、大体14回に1回は村外から出動してもらっ

[1番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

1番 安江真治君。

〇1番(安江真治君)

救急車の到着には50分の時間がかかったということで、支援隊は35分、この時間、非常に長いというところが問題になるのではないかと思います。ただ、こうして東白川以外から来るケースというのは7%ということで、決して多いというわけではありませんが、ただ、今後もこのように到着までに時間のかかるケースが発生する可能性があります。さらに、現場が大明神であった場合には、さらに50分以上、もっと時間がかかるということになると思います。

今回、この現場で私が感じたのは落胆と不安でした。そして、救急車が七宗から来ることもあるという想定をしていたなら、もう少し有効な対応ができたのではないかという思いです。このような救急車の到着が遅いという問題は、場合によっては生命に関わることであり、解決すべき課題であります。

そこで解決策について質問します。

救急車や救急隊員を増やして体制を拡充することで、こうした問題を解決できないのか。また、 隣の中津川市、とりわけ加子母から救急車を出してもらうということはできないのでしょうか。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長 (今井明徳君)

救急車や救急隊員の拡充で解決できないかという御質問でございますが、救急車などの車両を含めました消防に関する施設及び車両の運用に必要な人員につきましては、国から消防力の整備指針として基準が示されております。この基準を可茂消防に当てはめますと、現在23万人の管内人口の場合、救急車は8台が標準とされております。可茂消防につきましては、県内で最も広い面積をカバーしておりますので、関係機関に救急車を1台ずつ配備し、故障した場合や多数の傷病者が発生した場合に備えまして、非常用の救急車を2台加えまして、現在14台の救急車を保有しております。次に、救急車の運用に必要な隊員でございますが、3人でございます。そのうち1人は救急救命士が必要となっております。隊員につきましては、3交代制の24時間勤務ですので、常に消防隊員を確保するためには最低でも9人の人員が必要で、このうち3人は救急救命士の有資格者でございます。これは経費的に見ますと、救急車両が約2,500万円、積載します機材が700万円、これに無線機の取付け、救急救命士の資格取得などの経費に加えまして、最低でも9人分の人件費が発生することになります。

お尋ねの救急車及び隊員の拡充につきましては、1台増やすだけでもこれだけの費用がずうっと 長い間かかっていくことが前提となってきます。

次に、中津川市から救急車の出動をお願いできないかというお尋ねでございますが、原則論から

申し上げますと、隣接とはいえ、可茂消防の管内ではない中津川市消防本部の加子母分署に救急車の出動をお願いすることはできません。特別な事例としましては、消防署の境界で発生しました事故等につきましては、管轄の境界の判断を待つことなく、119番を受け付けた消防が出動するということが特例として定められております。

可茂消防につきましては、中津川市をはじめとします隣接します消防本部と消防総合協定を結んでおります。このことによりまして、可茂消防管内での災害により、隣接消防に対し応援を依頼することは可能でありますが、可茂消防管内で発生しました事例について、可茂消防管内の消防力で対応できないときに、初めて協定による応援を求めるということが原則となっていますので、可茂消防管内で発生した救急事案につきまして、14台の救急車で対応ができなくなった場合に、初めて隣接する消防本部へ応援を求めることができるということで、このことは可茂消防に限らず、岐阜県内のほかの消防署においても同様の考え方がされております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

〇議長(樋口春市君)

1番 安江真治君。

〇1番(安江真治君)

ただいま救急車の到着時間が遅いという問題について、体制の強化であったり、隣接の消防署からの応援というのは難しいということでありますけれども、この問題については、たまたま行政の区分けの境界に住んでいるために、こうしたリスクが高くなっているということであって、これは住民としては受け入れ難いところであります。ぜひ今後、この問題の解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、救急車の到着に時間がかかる場合に備えて、対応策を用意しておく必要があると考えます ので、これについて質問します。

救急車の到着に時間がかかる場合、救急隊員が現場と電話をつないで対応を指示するとか、あるいは、診療所から医師に来てもらうといったサポート体制を整えることはできないのでしょうか。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

今回のような事案にかかわらず、119番は、受電したときに、通報内容に応じまして応急処置や 対応の口頭指導というのを消防署のほうが行っておるところでございます。口頭指導というのは、 救急車が到着するまでに、少しでも傷病者の方の容体がよくなるように、通報された方に対して手 当てや処置をお願いするものでございます。この内容につきましては、心肺蘇生法や止血法、いろ んな処置がありますけれども、そのことをやっていただいているそうでございます。

また、東白川の分遣署や東消防署の救急車が出動中で、今回のような遠方から来る場合には、救 急車がよそから来る場合につきましては、東消防署の本部のほうに待機車がいるときには、AED、 酸素吸入器、それから手動の人工呼吸器など、初動に必要な機材を車に積みまして、隊員が出動し、 救急者が到着するまでの間、応急処置を行っております。これは、最初の御質問でお答えしました 支援隊のことでございます。これらで対応させていただいております。

次に、診療所の医師がサポートする体制が整えられないかということにつきましては、往診という形態で対応が考えられますけれども、医師が1人のときや夜間、それから土・日・祝日など、医師が不在の場合には対応できませんし、救急対応している診療所ではございませんので、体制整備は非常に難しいと思っております。以上でございます。

[1番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

1番 安江真治君。

〇1番(安江真治君)

今言われたような支援体制があれば、そうしたことを村民の方にも広く知っていただく必要があるのではないかと思います。村民の方に広くこのような現状を知っていただいて、それぞれ個人や地域での対応を考えていただくことが必要であると思います。

そこで、広報やCATVを使って、救急体制の現状と課題を説明し、救急車の到着が遅れる場合の対応等を示して、これを村民に知らせることはできないのでしょうか。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長 (今井明徳君)

御質問にお答えします。

村の救急体制の現状と課題の説明につきましては、本村の地理的な状況や近隣を含めました救急 医療体制、そして消防署の現状につきまして、機会を捉えて、村民の方々にお知らせする必要があると認識しております。

なお、救急車を依頼する場合につきましては、様々なケースがあると思っております。到着が遅れる場合でも、けがなのか、病気なのか、事故なのかで対応が変わってくると思いますし、そのケースによっては、やってはいけない対応というのもあると思っております。これらの点につきましては、先ほど申し上げました119番通報したときの消防署によります口頭指導や支援隊の存在についてお知らせすることで対応を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

〔1番議員挙手〕

〇議長(樋口春市君)

1番 安江真治君。

〇1番(安江真治君)

できるだけ多くの方にこの問題を知っていただいて、万が一、そのような状況に直面したときに、 冷静に、そして何かしら有効な対応を取っていただけることを期待しております。そして、救急車 が少しでも早くかつ安全に到着するためには、道路の整備が重要であるということを付け加えて質 問を終わります。

〇議長(樋口春市君)

5番 今井美道君。

〔5番 今井美道君 一般質問〕

〇5番(今井美道君)

通告に従い、消防団員の処遇改善に関する大臣書簡への対応について、一問一答方式で質問いたします。

令和2年12月15日、武田総務大臣から各都道府県知事及び各市区町村長宛てに書簡が送られています。一部を紹介させていただきます。

消防団員の確保について。

近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震や 首都直下地震など、さらに大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。災害に際し、地 域の安心・安全を守るためには、地域住民の最も身近な存在である消防団を中心として地域におけ る防災力を充実強化することが極めて重要です。

令和2年4月1日時点の消防団員数は約81万8,000人と、2年連続で1万人以上の減少となりました。今後数年間で80万人を割り込むおそれもあります。憂慮すべき危機的状況となっています。

一方で、令和2年7月豪雨などの災害においては、消防団が救助、警戒、避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。こうした災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により、一人一人の役割が大きくなっている現状に鑑みると、私は、その苦労に報いるため、消防団員の処遇改善が不可欠であると考えます。

貴職におかれましては、消防団員に対する報酬や出動手当、特に地震・風水害などの災害に係る 出動手当を引き上げ、消防団員一人一人の処遇がしっかりと改善されるようお願い申し上げます。

あわせて、消防団員の確保に向けたその他の施策の実施もお願いいたします。総務省消防庁では 様々な施策を制度化してまいりました。これらの取組については、既に計画的に導入を進めていた だいているものと存じますが、必ずしも取組が十分でない市区町村も見受けられます。

貴職におかれましても、平成25年に制定された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨も踏まえ、地域防災力の充実強化のため、処遇改善をはじめ、より一層の取組を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。総務大臣 武田良太。

この大臣書簡に合わせ、消防庁長官名で消防団員の確保等に向けた取組についてという文書も送付があったと思います。

内容は、1.消防団員の処遇改善について。2.消防団員の確保に向けた施策の実施について。

3. 消防団員のマイカー共済への加入についてが記され、別添として、令和2年度の消防団の組織概要等に関する調査結果と、令和元年12月13日に消防庁長官名で発せられた消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた重点取組事項についてが再度添付されております。その上、全国の全ての市区町村の年額報酬一覧表が参考資料として添えられています。

令和元年文書中の重点事項を見てみますと、東白川村においては、村長の御尽力のおかげで、消

防団装備の前向きな導入をいただいております。また、団員確保の手だてとして、定年制の廃止・ 団員OBによる消防協力隊の組織化、再入団制度の取り入れ、消防団協力事業所表示制度、再入団 幹部指導員制度など、既に先駆けて取り組まれている事項が多数あります。

しかしながら、団員の処遇改善の項目には、こう記されております。

消防団の活動実態に見合う適切な額の年額報酬や出動手当を支給する必要があるため、地方交付税単価、年額報酬3万6,500円、1回当たりの出動手当7,000円を踏まえ、年額報酬や出動手当を引き上げること。原則として令和4年3月末日までに、その現状を解消するための引上げを行うこととあります。

2点質問をいたします。

- 1. 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例における現状の団員の報酬、出動手当、併せて加茂郡内の他の消防団の現状を伺います。
- 2. 令和元年12月13日の文書が添付された昨年12月15日の大臣書簡と消防庁長官文書には、重い 意味が含まれていると考えます。この2回の文書における消防団の処遇改善について検討がなされ たのか、今後の改善の余地があるのか、お伺いいたします。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

今井美道議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、1つ目の質問についてお答えさせていただきますので、お願いいたします。

東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例における一般団員の年額報酬額は2万4,000円でございます。火災や災害、年末夜警の出動手当につきましては1回1,500円でございます。訓練手当が1回1,300円です。このほかに、技術手当としまして年額7,200円、ラッパ手については1万2,000円を支給しております。

加茂郡内の消防団の現状としましては、消防団員の年額報酬は、坂祝町が5万円で、これは岐阜県最高額でございます。富加町が3万円、川辺町と八百津町が2万7,000円、七宗町が2万6,000円、白川町が4万2,000円でございます。出動手当につきましては、坂祝町が1回4,000円、富加町と白川町が2,000円、川辺町と七宗町が1,700円、八百津町は700円でございます。

岐阜県内の平均では、報酬が2万9,602円、出動手当が2,073円でございます。

先ほど議員からお示しいただきました地方交付税単価につきまして、団員報酬、出動手当ともに 条例で定めているのは、岐阜県内では高山市だけでございます。以上でございます。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

2つ目の御質問について、処遇改善について見直したか、改善の余地はどうかという御質問がご ざいました。私からお答えをさせていただきます。 本村では、平成27年に当時の消防団幹部や団員の皆さんの御意見を踏まえて条例の一部改正を行い、それまで手当の支払い対象外であった操法訓練も訓練手当の支払い対象としました。これは、単純に団員報酬を引き上げると、訓練や式典、火災出動に出てこない団員にも一律に支払われることになるため、団員のほうからは出動した団員に手当が支給されるようにしてほしいとの意見が多数あったことを考慮した処遇改善でございます。

消防団員の処遇改善については、県において消防団員確保対策協議会が設置されており、この協議会の中で情報共有がなされていますので、県内市町村の動向を注視しながら検討する必要があると考えております。

消防団については、団員数の減少が今御指摘のとおり顕著となっており、消防協力隊や定年を超えてからの再入団などを募って団員確保に努め、いざという場合に備えておりますが、現在の150人の条例定数を確保することはできておりません。消防団を取り巻く環境は、可茂消防事務組合の設立により災害現場での後方支援になっていることや、消火栓の設置により初期消火ができるようになったことなどで大きく変化をしてきております。

また、現在の定員及び消防ポンプなどの装備は、人口が3,000人以上あったときの基準でございます。条例定数は、人口と村の面積、特に森林が9割を超える地域性も考慮して定める必要がありますが、人口が2,000人になれば、その規模に合わせた装備、定数に合わせることも課題になってくると考えております。

いざというときの消防団の力は、先ほどもお話があったとおり、皆さん御存じのことと思います。 消防団の組織、そして装備、処遇改善については、議会の皆さんの御意見も伺いながら、消防団の 幹部の方々とも協議しながら改善していくことが伝統ある東白川村消防団の将来につながると考え てございます。

答弁は以上でございます。

[5番議員举手]

〇議長(樋口春市君)

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

ありがとうございます。

まず、ここで申し上げておきたいのは、ほとんどの消防団員というのは、報酬額であったりとか、 出動手当とか、高いであるとか低いであるとか、そういったことを気にして活動はしておらないと いうことです。地域のためであったり、自分の地域は自分たちで守るというボランティア精神で活動しています。また、消防団のほうから増額をお願いするものでもないことを再質問の冒頭に付け加えさせていただきます。

また、消防団員に支払われる出動手当、警戒手当、訓練手当等で、その者の出動の回数に応じて 支給されるものについては、地方自治法の第203条における、その職務を行うために要した費用弁 償に該当するということもされておりますので、申し添えます。 先ほど課長のほうから報告いただきました年額報酬についても、加茂郡内、岐阜県内、全国的に見ても、それぞれの自治体の考え方、長野県なんかはかなり安い金額で、県内でほとんど統一されたような形でやっておる県もございます。先ほど課長のほうから、高山市がというお話もありましたが、出動手当であるとか、国の数字に合った形をやっているという報告もありましたけれども、それぞれ自治体の考え方次第で大きくばらついております。

そのような中、2月11日の新聞報道がありましたので、記事を引用させていただきますと、各務原市は、新年度から消防団員の1回の出動手当を2,500円から総務省消防庁が標準としている7,000円に引き上げる。7,000円に引き上げるのは県内初だということが大きな見出しで報じられました。先日火災もありましたけれども、幸い大きな山火事には発展しなかったわけですけれども、出動した多くの団員は、休日にもかかわらず、詰所待機、現場で待機した団員から水利確保し、延焼防止の放水をした団員、当該地区の担当の部については、再燃焼の可能性を鑑み、交代で警戒、防火水槽を水利として利用しましたので、次の不測の事態に備えて、近隣住宅の水道利用に配慮して、消火栓からゆっくりと長時間をかけて補水活動いたしました。ホースや機材の洗浄など、ほぼ一日消火活動に費やした団員もおります。

昨年の7月豪雨の災害に、一日を通して暗くなるまで土のうを作ったり、土のう積み作業に当たった団員、誰もが不平不満を言うわけでもなく黙々と活動してくれました。

先ほど村長のほうの答弁にもありましたけれども、今までの検討をいただいて、もともと操法訓練自体は報酬対象になっていなかったので、これを報酬の対象にしていただいたということで、見直しはされておるよということですけれども、2時間程度の訓練、式典、こういったものは消防団員の資質向上であったり、年間の活動ですので、こういった出動手当は別としまして率直に伺いたいと思いますが、有事の際のこういった出動手当額が1,500円についてどうお考えになるか、伺います。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

今御紹介いただいたように、消防団員の崇高な消防精神に基づく活動については、先ほども申し上げましたとおり、大変高い敬意を払っております。危険な作業にも従事をしていただくようなこともございますので、こういったときの1,500円が適当かどうかという御質問だというふうに考えます。

先ほどの答弁を重ねることになるかと思いますけれども、消防団員の幹部の皆さんとも十分相談をしながら、今後も継続的に見直しをかけていく必要はあると思っております。それぞれ時代に合った報酬というのもあろうかなと思います。県内各地の団の状況も収集しながらも、今後見直しをかける気持ちは持ってございますので、また御意見を伺っていきたいかなというふうに思います。

[5番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

この議場にお見えになる方も、ほとんどの多くの方がボランティア意識で、こういった出動手当とか、そういったことにあまり固執することなく消防団を経験された方が多いかと思うんですけれども、私もまだ現役消防団員で、先も見えてきて長老ということで27年、これで活動しておりますけれども、団の内部におって、そういった見方ですけれども、質問冒頭の武田総務大臣の書簡というのは、外側から消防団を理解していただける多くの国民の声を、国であったり、自治体に問いかけていただいているものというふうに思っております。

平成25年制定の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が目指すもの、令和元年に同法律の重点的取組事項によって示された具体的な施策に、令和4年3月末日という期日が記されたこと、そして昨年、令和2年12月の大臣書簡、消防庁長官文書、こういったものが各市区町村の長宛てにずうっと送られているわけですけれども、今回の各市町村の予算概要発表とか、一般質問通告の中に、幾つかの市においては消防団という言葉が書かれていました。内容は、各予算議会が終わってみないとはっきり分かってきませんが、幾つかの御理解のある自治体においては、この1年、恐らく動きがあると私は考えております。

今定例会時点では、東白川村の来年度予算には、通年どおり予算計上はされているとは思いますけれども、令和4年の予算までには、やはり消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に対する重点取組事項、特に消防団員の処遇改善をいま一度検証し、東白川村消防団に関する先ほど申しました条例の改正と予算の配慮をすべきというふうに考えますが、最後に村長にもう一度お伺いしたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

先ほども申しましたように、常に見直しをかけていきたいという考えでございます。先ほど私の答弁の中であった定数の問題も、実は東白川村消防団は抱えていると思いますので、そういうことも一緒になって、話合いの中で御意見を伺いながら考えていきたいかなということでございます。 回答としては、見直しをすることに対して、しっかりと対応していきたいなというふうには思っております。

[5番議員挙手]

〇議長(樋口春市君)

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

先ほど答弁いただきましたし、今、答弁の中に条例定数の話が出てきましたが、この消防庁長官の文書の中に、ちょっと今言葉がはっきり出てくるともなかったので、どのページかあれですが、いろいろな面で、条例定数を削減していくことは簡単にしないでくださいということもしっかりう

たわれていました文書が、どちらかにしっかり載っておりますので、強化していくという目的ですので、条例定数を減らして、比率を、それに対してはうちは合っていますとか、装備や人件費を減らせであるとか、そういったことは、私は大前提として、そこではないというふうに考えますので、その辺りも含めて、この1年間しっかりと検証していただいて、消防団との話合いも持っていただきながら、来年のここにあります4月の来年の年度末の時点では、東白川村もしっかり消防団の充実強化に取り組んでいますということが全国に発信できるような形で、今後の協議をいただきたいということを申し上げて、私の質問の一切を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

〇議長(樋口春市君)

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

午前11時35分 休憩

午前11時36分 再開

〇議長(樋口春市君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 令和2年度東白川村 一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

記1. 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第8号)(別紙)。

次のページを御覧ください。

専第1号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第8号)。令和2年度東白川村一般会計補正 予算(第8号)は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ31億9,272万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。令和3年1月12日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、 7ページから説明させていただきますので、お願いいたします。

では、7ページでございます。

2. 歳入。

9款1項1目地方交付税、補正額は150万円でございます。普通交付税を増額して、収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額は150万円でございます。道路橋梁維持事業におきまして、 グレーダー等による除雪と凍結防止剤の散布の委託料100万円と凍結防止剤を購入する原材料費50 万円を追加するものでございます。これにつきましては、年末から非常に雪が多く降りまして、道 路の除雪費が不足しました。非常事態宣言中でありましたので、専決させていただきましたのでお 願いいたします。以上でございます。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

この村道の除雪なんですが、国道・県道につきましては、早く判断できて業者が除雪に入りやすい。村道につきましては、業者はどうしても役場の職員と連絡を取ってやるということで、毎回少し動きにくいという話等があったかということで、一応村道の除雪は、どのタイミングで村が許可を出しているかということだけ、ちょっとお答え願いたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

12月の自治会長配付のときに、道路の除雪対策というチラシを村のほうで出しております。基本は国・県道を優先して除雪をして、一通り終わったところから、村のほうのグレーダーの除雪出動基準でいきますと、スクールバス運行路線を優先に、積雪が10センチから15センチ以上あったところから順次やっていくというふうになっておりまして、確かに12月31日から1月1日の折は、村内5台のグレーダーを出して除雪をやっていきました。大体例年ですと、昼過ぎ2時以降でないと空いてきませんので、それ以降から村道の対応を行っておるというような状況でございます。

〇議長(樋口春市君)

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第1号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第8号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第1号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第8号) は、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号及び議案第2号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第7、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び日程第8、議案第2号 東白川村道 の路線認定についての2件を関連につき一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

議案第1号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように 村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。令和3年3 月8日提出、東白川村長。

1 枚はねていただきまして、整理番号1. 路線名、山元線。起点、東白川村越原字山手2490番5 地先。終点、東白川村越原字出合2146番地先。

説明資料を御覧ください。

ページ番号を振っていないので、申し訳ないんですけれども、1枚目を御覧ください。色刷りの ものです。

越原大明神の村道山元線は、県営中山間事業により昨年度道路改良工事が完成し、起点の位置が 変更になりましたので、道路法に基づき廃止をさせていただきます。

図面を見ていただきますと、起点の位置というのが、今左側に起点と書いてあります。その部分が、後ほどの認定のところと異なるというような意味でございます。

続きまして、議案第2号 東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、 次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。 令和3年3月8日提出、東白川村長。 これも同じく1枚はねていただきまして、2路線ありますが、整理番号1.路線名、山元1号線。 起点、東白川村越原字山手2490番7地先。終点、東白川村越原字出合2146番4地先。

もう一路線、整理番号2.路線名、山元2号線。起点、東白川村越原字山手2490番5地先、終点、東白川村越原字山手2490番6地先。以上の2路線であります。

資料のほうは、2枚目、3枚目を御覧いただきますと、山元1号線、2号線の資料が載っております。

山元1号線は、県営中山間事業により整備した道路について新たに認定をさせていただくもので ございます。

次のページ、山元2号線は、〇〇〇〇さん裏の旧道部について認定をさせていただくものでございます。以上です。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第9、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長 (今井明徳君)

議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について。東白川村公の施設の管理運営を次

のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和3年3月8日提出、東白川村長。

公の施設の指定管理者につきましては、5年に1度更新する必要がありまして、令和3年度から 令和7年度までのそれぞれの施設の指定管理者について議決をお願いするものでございます。

番号1番の越原コミュニティ消防センターから、次のページの番号30の白川茶屋までの施設につきましては、これまでと同じ指定管理者でございます。

番号31の宮代オートキャンプ場につきましては、村の総合計画や個別施設計画などの位置づけを 考慮しまして、通常5年間の契約を1年の単年契約とさせていただき、毎年更新することとしました。

番号32の茶の里野菜村から番号35の茶の里会館茶工房までは今までと同じでございます。

番号36の神土高齢者交流サロンと37の五加交流サロンにつきましては、社会福祉協議会からそれ ぞれの運営協議会のほうに新しい指定管理者として協定を交わすように変更しております。以上で ございます。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第10、議案第4号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長 (今井明徳君)

議案第4号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項の別表に次のように加える。

45. 国土強靱化地域計画検討委員、日額5,000円。

附則(施行期日) この条例は公布の日から施行する。

この条例につきましては、国土強靱化地域計画の検討委員さんを依頼した方に、5,000円の報酬を支払えるように規定するものでございます。この検討委員会につきましては、国土強靱化地域計画につきましては本年度策定しておりますけれども、本年度につきましては書面表決ということで、次年度以降改正する場合に、委員をお願いした方に、御指摘いただいた場合に報酬を払えるようにするものでございます。以上でございます。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第11、議案第5号 東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

議案第5号 東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例について。東白川村ふる さと農村活性化対策基金条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東 白川村長。

東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例。

東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例は廃止する。

若干補足の説明をさせていただきます。

東白川村ふるさと農村活性化対策基金は、平成5年度に制定をされました。ため池や用排水路の 諸機能を適正に発揮するための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うため、国や県の指導の 下、基金を設置しました。

本基金は、果実運用方式により設置されましたが、昨今の低金利により基金の目的達成が難しいため、東白川村農用地等保全対策基金条例に統合させていただくので、よろしくお願いをします。 以前、全員協議会で説明された内容と一緒になっております。

それでは、本文を御覧ください。

附則(施行期日) 1. この条例は公布の日から施行する。

(東白川村ふるさと農村活性化対策基金の編入) 2. この条例の施行の際、現に廃止前の東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例の規定により積み立てられている基金は、東白川村農用地等保全対策基金条例に規定する基金に編入するというところでございます。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例についてを採決

します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村ふるさと農村活性化対策基金条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

お昼は、チャイムが鳴ってから会議を再開いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

〇議長(樋口春市君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第6号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第12、議案第6号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを 議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江修治君。

〇村民課長 (安江修治君)

議案第6号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の3ページのほうを御覧ください。

この改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、保険者医療機関などでの 電子資格確認の運用開始に伴いまして、受給者証の提示方法の変更に伴います改正になります。

左側の改正後を御覧いただきますと、(支給額)第4条第3項中の括弧書きでございますが、 (昭和39年法律第134号)につきましては、第2条中に表示されておりますので、削除するもので ございます。

次のページを御覧ください。

(受給者証の提示)第7条では、各種健康保険の被保険者証と福祉医療受給者証を同時に提示する必要がありましたけれども、今回の改正では、社会保険各法の被保険者証、加入者証、組合員証

などが提示できなくても、医療機関及び薬局においてマイナンバーカードによるオンライン資格確 認ができるようになるというものです。

本文のほうにお戻りください。

附則(施行期日)この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の第7条の規定は令和 3年3月1日から適用する。以上になります。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村福祉医療費助成に関する条例の一部を 改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第13、議案第7号 東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

地域振興課長 村雲修君。

〇地域振興課長(村雲 修君)

議案第7号 東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例を廃止する条例について。東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和3年3月8日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例を廃止する条例。

東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例は、廃止する。

少し説明させていただきます。

東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例は、農村空間体験施設を総合的に活用しつつ、村民の余暇活動の充実、それから文化振興、レクリエーション活動の増進、コミュニティーづくり等、村の活性化に資するため、平成18年に設置条例により活用してまいりました。レストラン味彩の経営問題やこもれびの里を活用した体験事業の縮小などの理由によりまして、事業の継続は難しく、新たな誘客施設として生まれ変わっていくという施設になりますので、東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例は廃止させていただきます。

本文に戻ります。

附則、施行期日、この条例は令和3年4月1日から施行する。以上です。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 東白川村農村体験を活用した交流促進施設設置 条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号から議案第14号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第14、議案第8号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第9号)から日程第20、議案第14号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

議案第8号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第9号)。令和2年度東白川村一般会計補 正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,914万8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,357万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる 事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。令和3年3月8日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正を省略させていただきまして、6ページから説明させていただきます。

第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順に読み上げさせていただきます。

2款1項、CATV機器管理運営費事業でございます。121万円でございます。親田地内の県道 改良に伴う支障移転につきまして、県の指示によりまして、繰り越して事業を行うためでございま す。

2款1項、【新型コロナ】感染症拡大防止協力金事業46万2,000円。県の指示によりまして、負担金の請求が次年度になるため繰り越すものでございます。

2款3項、戸籍電算化システム運営事業638万7,000円。国が示すシステム改修の仕様が次年度になるため、繰り越すものでございます。

6款1項、農地総務費(農地・農業用施設維持管理工事)174万円。この工事につきましては、 道の駅の前の陰地用水で、用水路の老朽化により道路への流出が多く、凍結して危険であるため、 早期解消を図るために2月契約を行い、工期日数を要するため繰り越すものでございます。

8款2項、道路橋梁維持事業(村道維持修繕工事(その3))220万円。この工事は、村道の老 朽化による危険箇所で、舗装修繕と横断側溝の設置により早期解消を図るため、2月契約を行い、 工期日数を要するため繰り越すものでございます。工事箇所につきましては、西洞本線、陰地線、 陰地2号線、中根線です。

8款2項、防災安全交付金事業(木屋下線用地測量委託業務)600万円。この事業につきましては、交付金事業の令和2年度第3次補正により追加したもので、3月補正により工期始期が年度末になるため繰り越すものでございます。

8款2項、防災安全交付金事業(新魚戸橋補修工事)1,765万円。この工事につきましては、契

約どおりに河川協議を7月までに完了し、設計と発注を9月までに行いましたが、使用部材の工場 製作期間が4か月必要となり、年度内の完了が困難となったため繰り越すものでございます。

11款 2 項、河川災害復旧工事320万円。この工事につきましては、工事に係る隣接地権者との調整及び関係協議(中部電力)に時間を要したため、繰り越すものでございます。工事箇所は、柏本の西屋洞谷、加舎尾谷、平の反歩向谷、神付谷の支流の4か所でございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

第3表 債務負担行為補正。

事項、期間、限度額の順に読み上げさせていただきます。

(追加) AED (総合運動場)、令和2年度から令和9年度まで、51万8,000円。AED (西洞センター)、令和2年度から令和9年度まで、51万8,000円。AED (伝承の館)、令和2年度から令和9年度まで、51万8,000円。この3件につきましては、新しくリース契約を結んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4表 地方債補正。

起債の目的、限度額、起債の方法について読み上げ、利率と償還の方法はほかの起債と同じなので、省略させていただきます。

(追加) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、270万円、普通貸借。減収補填債、370万円、普通貸借。

次のページを御覧ください。

地方債補正(変更)でございます。

変更というのは限度額のみですので、ほかは省略させていただきます。

公共事業等3,650万円を変更後は3,410万円に減額でございます。

施設整備事業660万円を510万円に減額でございます。

過疎対策事業2億220万円を1億4,120万円に減額でございます。

過疎対策事業 (ソフト) 3,640万円を3,560万円に減額でございます。

公共施設等適正管理推進事業債1,980万円を1,900万円に減額でございます。

災害復旧事業債1,130万円を770万円に減額でございます。

臨時財政対策債4,500万円を4,166万7,000円でございます。

13ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、15ページから説明させていただきますので、お願いいたします。

15ページでございます。

2. 歳入。

8款1項1目地方特例交付金、補正額は190万8,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。減収補てん特例交付金から一番下の軽自動車税減収補填特例交付金まで、いずれも交付決定による増減でございます。

9款1項1目地方交付税、補正額は9,996万4,000円の追加でございます。普通交付税の交付決定の増額でございます。

11款2項2目総務費負担金35万円の追加でございます。こちらにつきましては、インターネットの加入者の増加によるものでございます。

3目民生費負担金21万円の追加でございます。4節につきましては、入所者が1人増えたことによるものでございます。6節につきましては、4月から5月に保育園を休園したことによります保育料を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

12款1項2目総務費使用料につきましては、110万7,000円の追加でございます。こちらもインターネット利用者の増加によるものでございます。

3目民生費使用料につきましては、一時保育につきまして利用者が増えましたので、こちらも10 万円追加するものでございます。

6 目農林水産業費使用料につきましては3万円の減額ということで、中川原水辺公園の利用者が減ったものでございます。

8目土木費使用料につきましては、210万5,000万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。 公営住宅使用料(木曽渡)につきましては、入居者の所得が減少したことによります使用料の減額 でございます。特定賃貸住宅使用料につきましては、空き部屋が発生したために使用料の減額でご ざいます。その下の村営住宅使用料につきましても、同様に空き部屋による使用料の減額でござい ます。これらに伴いまして共益費も減額しますので、併せて減額させていただくものでございます。 定住促進住宅使用料につきましては、決算見込みによりまして7万2,000円の増額でございます。

10目教育費使用料につきましては、それぞれの施設につきまして、いずれも決算見込みによります使用料の減額でございます。

2項4目衛生費手数料でございます。1万9,000円の追加ということで、1節につきましては、 滞納繰越分について予算計上するものでございます。6節につきましては、処理困難物収集手数料 を決算見込みによりまして1万5,000円追加するものでございます。

13款1項3目民生費国庫負担金につきましては、22万円の減額でございます。1節につきましては、介護保険低所得者保険料軽減負担金につきまして、交付決定によるものでございます。3節につきましては、障害者医療費国庫負担金につきまして精算による減額でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の障害児入所給付費等国庫負担金も、同様に交付決定に伴います減額でございます。5節につきましては、児童手当交付金につきましては、決算見込みによりまして22万円の追加をお願いするものでございます。

4目衛生費国庫負担金につきましては、9万6,000円の追加でございます。対象者が1人あった ことによりまして追加でございます。

11目災害復旧費国庫負担金につきましては14万3,000円の減額ということで、こちらは交付決定

に伴う減額でございます。

2項2目総務費国庫補助金につきましては、137万3,000円の追加でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加内示による増額でございます。

3目民生費国庫補助金につきましては、59万5,000円の減額でございます。3節につきましては、 上の地域生活支援事業費補助金につきましては交付決定によります減額でございますし、介護保険 事業につきましてはシステム改修の補助金24万8,000円の追加でございます。5節につきましては、 事業完了に伴います7万円の減額でございます。

4目衛生費国庫補助金につきましては、135万2,000円の追加でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ということで、こちらは新しい事業でございます。

8目土木費国庫補助金につきましては、419万3,000円の追加でございます。1節につきましては、対象がなかったことによる減額でございます。2節につきましては、社会資本整備総合交付金につきましては事業費の確定によるものです。その下の防災安全交付金と道路メンテナンス補助金につきましては、防災安全交付金事業で行っていた事業が、道路メンテナンス補助金のほうに変更されましたので、それに伴います予算額の増減でございます。

14款1項3目民生費県負担金、50万5,000円の追加でございます。1節の住民福祉費負担金につきましては、それぞれの事業によりまして交付決定による増減でございます。3節の障害者自立支援のほうも決算見込みによるものです。5節の児童福祉費の関係も、児童手当負担金につきまして、決算見込みによる増額をお願いするものでございます。

4目衛生費県負担金につきましては、14万9,000円の追加でございます。 2節につきましては、対象者が1人あったことで4万8,000円の追加でございます。 4節につきましては、事業費の確定によりまして10万1,000円の追加でございます。

8目土木費県負担金につきましては、657万9,000円の減額でございます。それぞれの地籍調査に つきまして、事業費の確定による減額でございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額は38万3,000円の減額でございます。3節、4節ともにいずれも交付決定による減額でございます。5節の岐阜県第3子以降の保育料無償化につきましては、対象者が2名分の費用でございます。

4目衛生費県補助金につきましては、7万5,000円の減額でございます。決算見込みによる減額でございます。

6目農林水産業費県補助金につきましては、321万2,000円の減額でございます。1節の農業費補助金につきましては、いずれも交付決定によります増減でございます。2節の林業費補助金につきましても同様で、それぞれの事業につきまして交付決定による増減でございます。

次のページをお願いします。

7目商工費県補助金8万4,000円の減額でございます。事業費確定による減額でございます。

8目土木費県補助金につきましては、68万6,000円の減額でございます。1節の上2つの耐震関係の補助金につきましては、対象がなかったことによるものでございます。国県道樹木伐採事業費

補助金につきましては、額の確定によるものでございます。

10目教育費県補助金1万3,000円の減額につきましては、休校があったことによりまして補助金の減額が行われるものでございます。

3項2目総務費県委託金につきましては、64万6,000円の減額でございます。説明欄にあります それぞれの統計調査の委託金につきまして、事業費の確定による減額でございます。

15款1項1目財産貸付収入につきましては47万9,000円で、こちらは建物貸付料で上校舎の分を追加するものでございます。

2目の利子及び配当金につきましては、こちらにあります各基金の利子、それから株の配当金に つきまして予算計上を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目生産物売払収入、補正額は146万9,000円の追加でございます。森組の村有林の木材の売 払収入を予算計上するものでございます。

16款1項1目一般寄附金につきましては、10万円でございます。1件を頂いております。

2目指定寄附金につきましては1,322万8,000円ということで、2節のふるさと思いやり基金指定 寄附金につきましては11月から1月分を予算計上するものでございます。3節分につきましては、 3件の御寄附を頂いております。

次のページをお願いします。

10節の教育費指定寄附金につきましても、1件の寄附金を頂いております。

17款 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、 1 億5,000万円の減額でございます。 こちらにつきましては、各種補助金等々を利用しまして、当初 2 億の繰入れを予定していたものを 1 億5,000万円で抑えられたことは非常にありがたいことだと思っております。

7目ふるさと農村活性化対策基金繰入金ということで、先ほど条例改正した基金の残額を一般会 計に繰り入れるものでございます。

14目豊かな森づくり基金繰入金6万6,000円の減額につきましては、決算見込みによる減額でございます。

15目ふるさと思いやり基金繰入金につきましては700万円の減額ということで、こちらはイベント等が中止になったことによりまして減額するものでございます。

18款1項1目繰越金につきましては1,711万9,000円を追加し、収支のバランスを取るものでございます。

次のページをお願いします。

19款2項1目村預金利子ということで、こちらは歳計外の預金利子1,000円を追加するものでございます。

3項1目貸付金元利収入につきましては300万円の追加ということで、こちらは商工会の貸付け に利用してもらっていた事業ですが、利用者がいなかったということで返還されたものなので、今 回予算化するものでございます。 4項4目雑入、補正額は702万8,000円の追加をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。福祉医療費過年度分戻入金につきましては、精算分でございます。保育士給食代につきましては、休園があったことによる減額でございます。教室参加費も教室不参加による減額でございます。浄化槽管理負担金につきましては、診療所が移転した関係で診療所会計からの繰入れをしないということで減額でございます。透析通院サービス利用料から3つばかり下の結核検診料までにつきましては、決算見込みによる減額でございます。青空友遊リーダー研修参加料につきましては、デイキャンプに変更した関係で参加料を減額しております。公民館講座参加料につきましては、講座を中止しましたので、参加料の減額でございます。保育実習委託料につきましては、1人分の委託料でございます。中学生宿泊研修参加料につきましては、内容変更のため8万円を減額するものでございます。視察資料代につきましては、視察がなかったことで5,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

市町村振興協会交付金(サマージャンボ)につきましては、宝くじの交付金ということで、交付 決定による予算計上でございます。太陽光発電売電収入につきましては、役場、中学校、五加セン ター分、それから越原センター基金分につきまして、決算見込みによる減額でございます。輝け! 東っ子事業参加費につきましては、内容変更によります減額でございます。市町村振興協会交付金 につきましては、ハロウィンジャンボ分につきまして交付決定をいただいていますので、その分を 予算計上するものでございます。

20款1項2目総務債につきましては、1,080万円の減額でございます。過疎債でございます。C ATVの上位回線の冗長化事業につきまして減額するものでございます。

3目民生債につきましては、220万円の減額でございます。こちらも過疎債でございます。高齢 者交流サロン整備事業からせせらぎ荘特殊浴槽更新事業まで事業費確定による減額でございます。

4目衛生債につきましては300万円の減額ということで、医療・福祉ゾーン整備事業費の確定に よる減額でございます。

6目農林水産業債につきましては、4,000万円の減額でございます。1節の過疎債の関係につきましては、中山間地域総合整備事業から中川原水辺公園倉庫整備事業まで、事業費の確定によります減額でございます。

6節につきましては、農業用施設災害復旧事業(一般単独)から、結構飛ばしてページ一番下の 農地災害復旧事業(小規模修繕)60万円までにつきまして、11目の災害復旧債のほうに変更してい ますので、減額となっています。林道災害復旧事業につきましても同様でございます。

8目土木債970万円の減額でございます。3節につきましては、なべ線の事業確定によるものでございます。4節につきましては、公共急傾斜地崩壊対策負担金からその下の社会資本総合交付金整備事業につきまして、事業費確定によるものでございます。防災安全交付金事業670万円の減額と、その下の道路メンテナンス補助事業につきましては、事業変更によります増減でございます。8節につきましては、事業費の確定による減額でございます。10節につきましては、土木施設災害復旧事業から欄の一番下の河川災害復旧事業(小規模修繕)までにつきまして、災害復旧債へ変更

したための減額でございます。12節防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債270万円は、木屋下線の測量に対する充当でございます。

9目消防債につきましては、事業費確定によります減額でございます。

10目教育債につきましては680万円の減額ということで、こちらも工事完了によります減額でございます。

11目災害復旧債につきましては、先ほどのこちらのほうに移しました事業につきまして予算計上 するものでございます。 1 節につきましては農林水産業債から、 2 節に土木債からのこちらの変更 になります。

13目臨時財政対策債につきましては333万3,000円の減額ということで、前年度の実績を考慮しながらの減額でございます。

14目減収補填債につきましては、370万円の追加でございます。

次のページをお願いします。

21款1項1目法人事業税交付金35万3,000円の追加でございます。こちらは新しい交付金で、交付決定によります予算化でございます。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額は56万3,000円の減額でございます。説明欄をお願いします。議会 運営費43万4,000円の減額につきましては、研修等がなかったことによります旅費、使用料等の減 額でございます。議会事務局費につきましては12万9,000円の減額ということで、こちらも決算見 込みによります職員手当、旅費の減額でございます。

2款1項1目一般管理費、補正額につきましては761万5,000円の追加でございます。総務一般管理費につきましては、819万2,000円の追加でございます。報酬、給料、次のページを御覧いただきます。職員手当等、共済費の減でございます。この中で、職員手当で超勤手当のみ増額となっております。

ページー番下の需用費につきまして、次のページの一番上ですけれども、電気使用料につきましては、契約変更により金額が下がったので、57万円の減額をさせていただきます。使用料につきましては、ふるさと寄附金受付決済システム使用料につきましては、寄附金が増えたことによりまして増額でございます。工事請負費、それから備品購入費につきましては、事業完了に伴います減額でございます。積立金につきましては、頂いた寄附金をそのまま積み立てるということで、この中の特定財源を1,286万円、基金の寄附金を積み立てさせていただくものでございます。空白輸送事業につきましては57万7,000円の減額ということで、こちらは決算見込みによります報酬、職員手当の減額でございます。

2目文書広報費36万6,000円の減額でございます。こちらは、広報ひがししらかわ印刷製本業務 委託料の決算見込みによります減額でございます。

5目財産管理費58万8,000円の減額でございます。庁用車管理費につきましては44万6,000円の減

額ということで、これは出張がなかったということで、庁用車の燃料代を減額させていただきます。 また、備品購入費の庁用車につきましては、事業費確定による減額でございます。

行政情報化推進費につきましては、16万7,000円の減額でございます。サーバー入替えを行いますので、保守料の見直しを行いました。総合行政情報システム運営費については2万5,000円の追加ということで、次のページをお願いします。一番上ですが、国民年金システム改修委託料でございます。

6目企画費につきましては、154万円の減額でございます。企画費一般につきましては、決算見込みによりまして委託料10万円を減額するものでございます。再生可能エネルギー推進事業につきましては、財源補正を行う補正でございます。官民協働のむらづくり体制構築事業につきましては、76万円の減額ということで、こちらのほうも講演会を中止したことによります報償費等の減額と補助金の申請がなかったことによる減額でございます。日本で最も美しい村推進事業につきましては、60万円の減額でございます。こちらも総会等に行かなかったことによります旅費、負担金の減額でございます。結婚推進対策事業につきましては、8万円の減額でございます。報償費のほうで、結婚祝い金については2組分10万円を追加させていただき、結婚相談員の謝礼につきましては、お願いできなかったことで、事業の見直しを行うということで減額させていただきます。

10目地域情報化事業費につきましては、1,100万1,000円の減額でございます。CATV一般管理費につきましては62万円の増額ということで、ストリーミング配信の解約手数料22万円の増額と、使用料のほう、利用料のほうでは、利用者の増に伴うインターネットの接続利用料の追加をお願いするものでございます。CATV審議会等開催費につきましては8万5,000円の減額ということで、会議を行わなかったことで減額するものでございます。CATV番組等制作運営費につきましては、保守委託料の事業費の確定による22万円の減額でございます。

CATV機器管理運営費につきましては、50万3,000円の減額でございます。保険料のほうですけれども、光ファイバー化をしましたので、保険内容を見直したことで減額となっております。委託料につきましては、決算見込みによる減額でございます。工事請負費につきましては、電柱移設工事で41万3,000円の追加で、こちらは親田、神付、柏本の対応でございます。加入者対応工事につきましては、ネット加入が増えました分の対応でございます。

CATV情報基盤施設上位回線冗長化事業につきましては、1,081万3,000円の減額でございます。 こちらにつきましては、もともと中部電力、それからNTTの電柱・電線と、一束化を行う予定で すけれども、単独に変わったため、その分の費用を減額するものでございます。こちらについては、 過疎債の1,081万円の減額をする財源補正も行います。

13目新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、686万9,000円の追加をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、124万6,000円の追加でございます。報酬、旅費につきましては、決算見込みによる減額でございます。需用費につきまして、次のページをお願いいたします。事業系消耗品の費用と、ヘルメット、マスク等々を購入する費用でございます。役務費につきましては13万1,000円の減額。それから、備品購入費につきまして、掃

除機のほうですけれども、額の確定による減額でございます。

【新型コロナ】おべんとう券事業につきましては、事業費確定による減額でございます。83万 2,000円の減でございます。交付金のほうは、国からの交付金80万円を減額する財源補正を行いま す。

感染症拡大防止協力金事業につきましては、76万2,000円の追加でございます。負担金につきまして、第2弾、第3弾の繰越分について予算計上するものでございます。こちらにつきましては、50万円の交付金の追加の財源補正を行います。

【新型コロナ】お食事券事業につきましては、事業費の完了による減額ということで19万円減額 するものでございます。こちらについては、交付金を10万円減額する財源補正を行います。

地元旅キャンペーンにつきましては、決算見込みによりまして8,000円を減額するものでございます。

次のページをお願いします。

フォレスタイル契約成立キャンペーン事業につきましては、660万円の追加でございます。こちらにつきましては、当初10棟の予定でありましたが、19棟まで増えましたので、その分を追加補正するものでございます。国からの交付金440万円を充当する財源補正も行います。

つちのこ商品券配布事業につきましては、事業完了によります減額でございます。

ふるさと企画改革事業につきましては、650万円の追加をお願いするものでございます。工事請負費で味彩のウッドデッキ工事を行います。これにつきまして、交付金を440万円増額する財源補正を行います。

避難所等環境改善事業につきましては、221万4,000円の減額でございます。備品購入費によりまして、事業完了によります減額でございます。あわせて、交付金220万円を減額する財源補正を行います。

庁舎等公有施設感染症対策事業につきましては、221万6,000円の減額でございます。この中で、 需用費の修繕料で手洗蛇口修繕料、庁舎のほうも換えさせていただきましたけれども、こちらにつ きまして、こもれびと味彩が対象から外れましたので、121万5,000円減額するものでございます。 委託料につきましては、決算見込みによるものでございます。工事請負費のほうも、工事完了に伴 いまして減額するものでございます。あわせて、交付金220万円を減額する財源補正を行います。 次のページをお願いいたします。

【新型コロナ】小中学校教育振興事業につきましては、154万9,000円の減額でございます。小学校・中学校の修学旅行の宿泊費について、加算分を減額するものでございます。補助金につきましては、利用者の利用がなかったことで減額するものでございます。あわせて、交付金150万円減額する財源補正を行います。

農業行政 I T化推進事業につきましては、122万8,000円の減額でございます。備品購入、それから茶工場の補助金等につきまして、事業費の確定によります減額になります。あわせて、交付金120万円を減額する財源補正を行います。

2項1目税務総務費につきましては、23万円の減額でございます。国の決算見込みによります職員手当、共済費の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費3万8,000円の減額でございます。こちらも決算見込みによります 職員手当等々の減額でございます。

5項1目統計調査費、補正額は64万7,000円の減額でございます。次のページをお願いいたします。ページ一番上の学校基本調査費から、次のページの一番上の段の経済センサス基礎調査・商業統計まで、事業費確定によります減額でございます。あわせて、県からの負担金を減額する財源補正を行います。

36ページ中段でございます。

3款1項1目住民福祉費につきましては、7万3,000円の追加をお願いするものでございます。 住民福祉費一般では、決算見込みによります職員手当等の補正でございます。人権・同和啓発事業 につきましては36万2,000円の減額ということで、予定していました講演会を中止したことにより ます減額でございます。

次のページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計繰出金につきましては、基盤安定負担金の額の確定によります追加でございます。あわせて、県からの負担金70万6,000円を増額する財源補正を行います。

後期高齢者医療費につきましても、広域連合の負担金の額の確定による減額ということで、併せて県からの負担金8万9,000円を減額する財源補正を行います。

3目保健福祉費につきましては、595万1,000円の減額でございます。介護保険特別会計につきましては148万7,000円の減額ということで、事業費分や介護保険料軽減事業分につきまして決算見込みによる減額でございます。

保健福祉費一般につきましては、78万9,000円の追加でございます。決算見込みによります給料、 職員手当等、報償費の増減でございます。積立金につきましては、基金に積み立てるものでござい ます。財源につきましては、寄附金と基金利子を33万1,000円充当する財源補正を行います。

障害者地域生活支援事業につきましては、99万円の減額で、決算見込みによるものでございます。 これに合わせまして、国・県の補助金を116万円減額する財源補正を行います。障害者自立支援事業につきましては450万円の減額ということで、扶助費の決算見込みによります減額でございます。 あわせて、国・県の負担金32万8,000円の減額を行う財源補正を行います。

次のページをお願いします。

障害児通所支援事業につきましては23万7,000円の追加ということで、決算見込みによります扶助費の増減でございます。あわせて、国からの負担金を17万2,000円減額する財源補正を行います。

4目老人福祉費につきましては、98万7,000円の減額でございます。老人福祉費一般につきましては、工事請負費で事業費確定によります減額でございます。財源のほうで過疎債50万円減額する 財源補正を行います。高齢者等外出支援事業につきましては58万6,000円の減額で、決算見込みによる報酬の減額と、備品購入費では事業費確定によります減額でございます。こちらにつきまして、 過疎債80万円減額する財源補正を行います。老人ホーム入所措置事業につきましては40万円の追加ということで、入所者が1人増えたことによります扶助費の増額でございます。介護予防・地域支え合い(生きがい対応デイサービス)につきましては、実績によりまして25万円の追加をお願いするものでございます。地域包括支援センター運営事業につきましては、決算見込みによりまして給料、職員手当等の減額を行うものでございます。越原交流サロン整備事業につきましては12万9,000円の減額ということで、額の確定によります委託料の減額でございます。

次のページをお願いします。

高齢ドライバー安全対策事業につきましては40万円の減額ということで、後づけの安全装置の補助金につきまして、利用者がないということで減額するものでございます。これにつきましては、 県補助金5万円の減額をする財源補正を併せて行います。

2項1目児童福祉総務費につきましては、238万2,000円の減額でございます。児童手当交付事業につきましては31万円の追加でございます。決算見込みによりまして、扶助費の不足額を増額するものでございます。あわせて、国からの交付金、県の負担金を追加する財源補正を行います。子育て支援総合推進事業につきましては、136万8,000円の減額でございます。決算見込みにより報酬を減額するものでございます。報償費につきましては、出産祝い金を第2子、第4子の双子の方がいらっしゃるということで、その分の予算化でございます。負担金につきましては、決算見込みによりまして補助金を減額するものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、過年度の交付金返還金を予算計上するものでございます。これに合わせて、過疎債80万円を減額する財源補正を行います。子育て世帯臨時特例給付金事業につきましては、事業費の確定によりまして7万円の減額ということで、国からの補助金7万円の減額を行う財源補正も併せて行います。

次のページをお願いします。

子育て支援室運営事業につきましては125万4,000円の減額ということで、こちらも決算見込みによります報酬、職員手当等の減額でございます。

2目認可保育所費につきましては、583万8,000円の減額でございます。みつば保育園運営費ということで、こちらも決算見込みによる報酬、給料、職員手当等の補正でございます。あわせまして、国・県からの補助金5万4,000円の追加と、4月・5月の休園に伴います保育料等々の利用料につきまして、減額を行う財源補正を行います。

次のページの一番上をお願いいたします。

委託料で、保育園給食業務委託料でございますが、休園があったことによりまして200万円の減額をするものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。430万5,000円の減額でございます。保健衛生総務費一般につきましては、430万5,000円の減額でございます。こちらも決算見込みによります報酬、給料、職員手当等々の減額でございます。繰出金につきましては、事業費の確定によります減額でございます。あわせまして、過疎債300万円を減額する財源補正と、教室参加費7,000円を減額する財源補正を併せて行います。狂犬病予防事業につきましては財源補正でございます。

2目予防費につきましては、118万3,000万円の増額をお願いするものでございます。予防接種事業につきましては24万6,000円の減額でございます。補助金のほうで、次のページの一番上ですけれども、広域予防接種助成金につきましては診療所以外での助成額が増えたためのものでございます。予防接種等助成金から一番下の小児がん患者等ワクチン再接種費用助成金につきましては、決算見込みによる減額でございます。あわせて、県からの補助金7万5,000円の減額と結核検診料につきまして2,000円を減額する財源補正を行います。未熟児養育医療事業につきましては財源補正で、国からの負担金を財源に充当にするものでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、これは新しい事業でございます。 国の交付金135万2,000円を充当して、ワクチン接種体制の確保を図る事業でございます。会計年度 任用職員報酬、手当、消毒用のアルコール等々を購入します需用費、通信費に伴います役務費、委 託料ということでシステム改修を行う必要がありますので、その費用を予算計上するものでござい ます。あと、この中で、需用費の中で修繕料がありますけれども、こちらはディープフリーザー用 のコンセントを改修するものでございます。

次のページをお願いします。

備品購入費のほうで、会場等の机を整備する費用を予算化しております。

4目老人福祉費につきましては財源補正でございます。診療所からの浄化槽の管理負担変更によって、一般財源を充てるものでございます。

次をお願いします。

5目環境対策費でございます。417万5,000円の減額でございます。環境総務費につきまして412 万5,000円の減額でございます。決算見込みによります報酬、職員手当等の減額、それから繰出金 で簡易水道への運営費分について減額を行うものでございます。自然保護事業につきましては、会 議を行わなかったということで、環境保全監視員謝礼を減額するものでございます。

6目廃棄物対策費につきましては、こちらはいずれも財源補正でございます。一般廃棄物対策事業につきましては手数料、産業廃棄物対策事業につきましては県交付金の財源補正を行うものでございます。

6款1項1目農業委員会費につきましては、11万6,000円の減額でございます。こちらは決算見込みによります報酬、職員手当等、共済費、旅費の減額でございます。

次のページ、中ほどでございます。

2目農業総務費につきましては、19万6,000円の減額でございます。こちらも決算見込みによります職員手当等の減額でございます。報償費の記念品につきましては、こちらは秋フェスタの記念品の分でございます。こちらのほうは、財源で資料代5,000円を減額する財源補正を併せて行います。

3目農業振興費につきましては、5万3,000円の追加をお願いするものでございます。農地銀行活動事業につきましては66万円の追加ということで、こちらは今まで蓄積しました農地関係のデータにつきまして、インターネット上に公開する必要がありますので、それ用にデータを変換するた

めの費用の予算計上でございます。中山間地域等直接支払推進事業につきましては38万9,000円の減額でございます。事業費の確定によります減額でございます。あわせて、県からの補助金28万8,000円を減額する財源補正を行います。

次のページをお願いいたします。

農業振興費各種補助金につきましては、10万1,000円の減額でございます。補助金につきまして、 事業費の確定による減額でございます。これに合わせまして、県からの補助金7,000円の減額と過 疎債50万円を減額する財源補正を行います。茶業振興対策事業につきましては、事業費の確定によ りまして10万円減額するものでございます。経営所得安定対策推進事業につきましては、交付金追 加分7万8,000円を充当する財源補正でございます。環境保全型農業直接支払交付事業につきまし ては1万7,000円の減額ということで、こちらは事業費の確定による減額でございます。あわせて、 県からの補助金1万2,000円を減額する財源補正を行います。

4目農業構造改善事業費につきましては、公園化構想推進事業につきまして修繕料の9万5,000 円を減額するものでございます。決算見込みによるものでございます。

7目農地費につきましては、2,943万4,000円の減額でございます。農地総務費において2,931万8,000円の減額でございます。こちらは決算見込みによりまして、報酬、職員手当等の減と事業費の確定によります委託料、工事請負費、県営中山間事業等の負担金を減額するものでございます。積立金につきましては、条例を廃止したふるさと農村活性化基金からの繰入れを農用地等保全対策基金積立金のほうに積み立てるものでございます。財源としましては、国・県からの補助金102万4,000円の減と起債を3,290万円減額するもの、それから基金からの繰入金を610万5,000円追加する財源補正も併せて行います。中川原水辺公園管理費につきましては11万6,000円の減額でございます。ステージ工事の事業完了によります減額でございます。あわせて、過疎債10万円の減額と公園の使用料3万円を減額する財源補正を行います。

2項1目林業総務費につきましては、19万9,000円の減額でございます。林業総務費につきまして、決算見込みによります職員手当等の減額でございます。あわせて、基金からの利子を1,000円追加する財源補正を行います。

次のページをお願いします。

2目林業振興費につきましては、54万7,000円の減額でございます。FSC森林認証管理事業につきましては、県からの繰入金を減額する財源補正でございます。村有林管理事業につきましては54万7,000円の減額ということで、決算見込みによりまして報酬、職員手当等を減額するものでございます。あわせまして、県からの補助金30万円の追加と村有林の売払収入146万9,000円を追加する財源補正を行います。

3目林道総務費につきましては、506万5,000円の減額でございます。林道総務費で、委託料、工事請負費とも事業費の確定による減額でございます。委託場所につきましては前山線の舗装でございます。工事箇所は小峠線でございます。あわせまして、県補助金225万9,000円の減額と過疎債280万円を減額する財源補正を行います。

7款1項1目商工振興費につきましては、49万7,000円の減額でございます。商工振興費一般では、決算見込みによります職員手当等の減額でございます。

次のページをお願いします。

2目地域づくり推進費につきましては、90万7,000円の減額でございます。イベント支援事業につきましては、ふるさと思いやり基金から財源を充当しておりましたが、これを全てイベントをやめた関係で、その分の財源補正をお願いするものでございます。地域産業活性化対策事業につきましては、155万2,000円の減額でございます。決算見込みによります委託料の減と、補助金につきましては、商工業設備資金利子補給とその下の小規模事業者経営改善資金利子補給につきまして、支払いを翌年度にしたことによりまして減額するものでございます。観光振興事業につきましては、25万円の減額でございます。出演を取りやめたための負担金の減額でございます。こもれびの里総合管理事業につきましては、230万円の追加でございます。工事請負費で丸太小屋を解体して、駐車場にするための費用の予算計上でございます。フォレスタイル事業につきましては、シミュレーターのほうの不具合を改修する委託料を16万5,000円で行う予定でございます。地域おこし協力隊事業については337万円の減額でございます。決算見込みによります給料、職員手当等の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の地域おこし協力隊起業支援奨励金につきましては、対象がなかったことで減額でございます。村内産品販売促進事業につきましては490万円の追加でございます。報償費、役務費とも、いずれも寄附金が増えたことによる増額でございます。地域おこし協力隊定住促進事業につきましては16万9,000円で、事業費確定による減額でございます。あわせて、県補助金8万4,000円を減額する財源補正を行います。集落支援員事業につきましても293万1,000円の減額でございます。決算見込みによります職員手当等の減額でございます。

8款1項1目土木総務費については、73万6,000円の減額でございます。土木総務費一般で73万6,000円の減額でございます。こちらは決算見込みによります職員手当等、共済費、旅費、負担金の減額でございます。今回研修に行っておりませんので、旅費、負担金を減額させていただくものでございます。

続きまして、2目地籍調査費900万9,000円の減額でございます。地籍調査事業(負担金対象)で565万2,000円の減額、地籍調査事業(交付金対象)が335万7,000円の減額ということで、いずれも事業費の確定によります減額でございます。あわせまして、それぞれの県負担金を減額する財源補正を行います。

次のページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁維持費84万7,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業につきましては499 万6,000円の減額でございます。委託料につきましては、日照木の除去の事業費委託金でございま す。工事請負費もなべ線の工事完了による減額でございます。負担金も同様で、事業費確定による ものでございますし、補償費等も事業費確定による減額でございます。あわせまして、県からの補 助金37万5,000円の減額と過疎債160万円を減額する財源補正を行います。社会資本整備総合交付金事業につきましては96万9,000円の減額でございます。事業費確定によります減額でございます。あわせまして、国庫交付金を141万円追加、公共事業等債を220万円減額する財源補正を行います。防災安全交付金事業につきましては、木屋下線用地測量業務委託料600万円を予算計上し、こちらは繰越しをお願いするものでございます。財源としまして、国庫補助金303万6,000円の追加と公共事業等債の270万円の追加をお願いするものでございます。公共施設等適正管理推進事業につきましては88万2,000円の減額ということで、曲坂と加舎尾の事業費の確定によるものでございます。こちらにつきましては、財源としまして公共施設等適正管理推進事業債の減額による財源補正を行います。

3項1目住宅管理費につきましては、88万7,000円の減額でございます。住宅管理費で、委託料につきましては対象がなかったことによる減額、その下の補助金につきましても、対象がなかったことによる減額でございます。あわせまして、国・県の補助金、住宅使用料を減額する財源補正を行います。

4項1目河川砂防費につきましては、21万3,000円の減額でございます。河川砂防費で上小林の 事業費確定によります負担金の減額でございます。あわせて、公共事業等債を減額する財源補正を 行います。

9款1項1目非常備消防費につきましては、77万6,000円の減額でございます。消防施設費につきましては、操法大会がなかったためによる減額でございます。消防訓練費につきましては、訓練ができなかったことによります減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2目消防施設費187万4,000円の減額でございます。消防施設管理費で、決算見込みによります需用費の減と備品購入費で積載車の購入につきましては事業費確定によります減額。あわせまして、 操法用ホースにつきましては操法大会を中止しましたので、購入しませんでしたので減額させていただくものでございます。あわせて、地方債、過疎債を260万円減額する財源補正を行います。

3目災害対策費につきましては、57万2,000円の追加でございます。委託料のほうで、Jアラートのシステム保守につきましては決算見込みによります減額でございます。工事請負費で防災無線固定局移設工事とありますけれども、こちらにつきましては、今まで柏本の正風館にあったものを五加サロンへ移設、それから、こもれびの館にあったものを神土サロンに移設する工事費を追加するものでございます。

10款1項1目教育委員会費につきましては10万円の減額ということで、交際費を10万円減額するものでございます。

次のページをお願いします。

2目事務局費につきましては、55万9,000円の減額でございます。教育委員会事務局費では28万 2,000円の減額ということで、決算見込みによりますそれぞれの減額でございます。学校保健会費 につきましては27万7,000円の減額でございます。報償費につきましては、耳鼻科健診ができなか ったことによる減額でございます。また、決算見込みによりまして事業費を減額するものでございます。

2項1目学校管理費につきましては、119万3,000円の減額でございます。小学校管理費一般のほうでは、決算見込みによります職員手当等の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

小学校施設営繕費につきましては61万7,000円の減額ということで、工事請負費の減額でございます。事業完了に伴います工事費の減額でございます。あわせて、過疎債50万円を減額する財源補正を行います。スクールバス管理費につきましては54万1,000円の減額で、こちらも決算見込みによります減額でございます。

2目教育振興費につきましては、30万1,000円の減額でございます。小学校教育振興費一般につきましては22万1,000円の減額ということで、決算見込みによる職員手当の減額と、ドリルアプリのライセンス料につきましては、メーカーがライセンス料を引き下げましたことによります15万円の減額を見込んでおります。輝け東っ子事業につきましては8万円の減額ということで、バス借上料を、スクールバスを変更したことによります減額でございます。

次のページをお願いします。

3項1目、中学校の学校管理費でございます。48万7,000円の減額でございます。中学校管理費一般につきましては25万6,000円の減額ということで、決算見込みによりますそれぞれの減額と基金利子を積み立てるものでございます。中学校施設営繕費につきましては、工事の設計が完了しましたので、事業費を減額するものでございます。あわせまして、過疎債の630万円を減額する財源補正を行います。

2目教育振興費につきましては、14万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、バス借上料につきまして内容変更を行うということで、2泊であったものを1泊に変更したもので、バス借上料を減額するものでございます。宿泊研修事業につきましては、参加料を減額したことによります財源補正でございます。

4項1目社会教育総務費につきましては、27万5,000円の減額でございます。文化財保護事業につきましては、会議を開けなかったことによります委員さんの報酬の減額でございます。子ども応援団支援事業につきましては、青空友遊リーダー研修について、デイキャンプの関係で費用を減額するものでございます。あわせて、参加費も減額する財源補正を行います。

次のページをお願いいたします。

放課後子ども教室推進事業につきましては15万円の減額ということで、こちらは開催回数が減ったことによります減額でございます。あわせまして、県からの補助金13万円を減額する財源補正も行います。

2目公民館費につきましては、114万4,000円の減額でございます。公民館総務費につきましては 25万円の減額ということで、こちらは教室等を開催できなかったことによります謝礼の減額でござ います。あわせまして、参加費10万円を減額する財源補正を行います。成人式運営費につきまして は19万4,000円の減額ということで、こちらは延期したことによります費用の減額でございます。 はなのきの会館管理費につきましては70万円の減額ということで、こちらは使用がなかったことに よります費用の減額でございます。あわせまして、使用料の減額によります財源補正を行います。 次のページをお願いします。

5項1目保健体育総務費につきましては、18万5,000円の減額でございます。こちらは、スポーツ推進委員につきまして研究大会に参加しなかったことによります負担金の減でございます。

2目体育施設管理費でございます。61万2,000円の減額でございます。総合運動場管理費につきましては55万4,000円の減額、学校開放施設管理費につきましては5万8,000円の減額ということで、こちらはいずれも決算見込みによりまして、使用がなかったことによります減額でございます。あわせまして、学校開放施設につきましては、使用料の減額したものと寄附を頂いたものを充当した財源補正を併せて行います。

11款1項1目農業用施設災害復旧費につきましては財源補正でございます。地方債を130万円減額し、一般財源を130万円充てる財源補正でございます。

2目林業用施設災害復旧費につきましては、8万9,000円の減額でございます。事業費確定によります工事費の減額と併せて地方債30万円を減額する財源補正を行います。

次のページをお願いします。

2項1目道路橋梁災害復旧費につきましては、41万8,000円の減額でございます。委託料、工事請負費につきまして、額の確定によります減額補正でございます。あわせまして、国庫負担金につきまして14万3,000円の減額、地方債を80万円減額する財源補正を行います。

2目河川災害復旧費につきましては、こちらは財源補正でございます。地方債を120万円減額し、 一般財源を120万円減額する財源補正でございます。

一般会計は以上でございます。

○議長(樋口春市君)

村民課長 安江修治君。

〇村民課長 (安江修治君)

議案第9号 令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。令和2年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ628万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,890万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月8日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、 7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額537万3,000円の減額になります。1節の普通交付金は

医療費の決算見込みによるもので、500万円の減額になります。 2 節の特別交付金は交付額の確定 によるもので、保険者努力支援分と特別調整交付金をそれぞれ減額しておりまして、特定健康診査 等負担金につきましては追加となっております。

次に、2目国庫負担金減額措置対策費補助金でございますけれども、補正額32万4,000円の減額になります。こちらは交付額の確定による減額でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、基金利子、国保高額医療費貸付基金利子、それぞれ1,000円ずつの追加になります。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額は46万6,000円の追加になります。説明欄のほうを御覧いただきますと、保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)を追加、それから保険者支援分の減額分は交付額の確定によるもので、次の職員給与等繰入金につきましては、人件費等、70歳以上の保険証と高齢受給者証を1つの様式にするということで今年度見込んでおりましたけれども、次年度に見送られましたので、その分が減額になっております。次の出産育児一時金等繰入金につきましては、決算見込みによる減額になります。財政安定化支援事業繰入金は、交付額の確定による追加になります。

次のページを御覧ください。

5款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額86万6,000円の減額になります。当初、不足する 財源に基金を充てるというようなことを予定しておりましたけれども、医療費の減額によりまして、 基金を使わなくても運用ができるということで戻し入れる予定としております。

6款1項1目繰越金、補正額19万円の減額になります。収支のバランスを取るものでございます。 次のページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額78万7,000円の減額になります。説明欄のほうを御覧いただきまして、職員手当等、共済費は決算見込みによります減額でございます。役務費では、70歳以上の保険証と高齢者受給者証を1つで運用する様式ということで予算を確保しておりましたけれども、見送られたということで減額になっております。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額500万円の減額になります。療養給付費の決算見込みによる減額でございます。

次のページを御覧ください。

2款4項1目、補正額42万円の減額になります。出産育児一時金の決算見込みによる減でございます。

5項1目葬祭費、補正額20万円の減額になります。こちらも決算見込みによる減額となっております。

5款1項1目疾病予防費、補正額12万2,000円の追加となります。がん検診の検査料の追加による増加となります。

次のページをお願いいたします。

5款2項1目特定健康診査等事業費は、県の補助金の充当による財源補正になります。

6款1項1目国民健康保険基金積立金は、基金利子による財源補正になります。

国民健康保険特別会計については以上になります。

続いて、次のページをお願いいたします。

議案第10号 令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第4号)。令和2年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176万3,000円 を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,964万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月8日提出、東白川村長。

こちらも2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額28万2,000円の減額になります。現年度分特別徴収保険料の減額は、下のほうにございます保険者機能強化推進交付金の追加交付によりまして地域支援事業への財源に充当されますので、その分を減額するものでございます。

3款2項5目介護保険事務費補助金でございます。補正額24万3,000円の減額になります。介護 保険システム改修補助金の確定によります減額になります。

6目保険者機能強化推進交付金、補正額28万2,000円の追加になります。交付額の確定による増額で、地域支援事業への財源充当になります。

6款1項4目事務費繰入金、補正額136万円の減額になります。事務費繰入金は、認定調査員の 人件費の決算見込みによるものとシステム改修の負担金の確定によります減額になります。

5目介護保険料軽減事業繰入金は、補正額12万7,000円の減額で、交付額の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

7款1項1目繰越金、補正額3万7,000円の減額で、収支のバランスを取るものでございます。 10款1項1目利子及び配当金、補正額は4,000円の追加になります。

次のページをお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額48万5,000円の減額になります。こちらは、システム改修の確定による減額でございます。

3項2目認定調査等費、補正額128万2,000円の減額になります。認定調査員の報酬、職員手当等、 旅費はいずれも決算見込みによる減額になります。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額4,000円の追加で、基金利子分を準備基金へ積 み立てるものでございます。 次のページをお願いします。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、先ほど歳入のほうで御説明しました保険者機能強化推進交付金の財源を組み替えまして、訪問型サービス事業、通所型サービス事業、高額介護予防サービス費のそれぞれ財源補正をしております。

2目介護予防ケアマネジメント事業費も同じく組替えによる財源補正になっております。

2項1目一般介護予防事業も同じく組替えによる財源補正です。

次のページをお願いいたします。

5款3項1目地域包括支援センター運営費、2目任意事業費、3目生活支援体制整備事業、4目地域ケア会議推進事業費、5目の在宅医療・介護連携推進事業、6目認知症総合支援事業までは、同じく保険者機能強化推進交付金の組替えによりまして財源補正となっております。

4項1目審査支払手数料も、前項と同じように保険者機能強化推進交付金の組替えによる財源補 正になります。

介護保険特別会計は以上になります。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

議案第11号 令和2年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第4号)。令和2年度東白川村簡 易水道特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,534万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和3年3月8日提出、東白川村長。

それでは、2ページから3ページを省略し、4ページを御覧ください。

第2表 地方債補正。

(変更)起債の目的、簡易水道事業の変更についての補正です。限度額を変更前の3,880万円から変更後の3,810万円に補正させていただくものでございます。

続いて、6ページから7ページを省略し、8ページを御覧ください。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額361万円の減。一般会計繰入金、運営費分です。

3款1項1目繰越金、補正額144万1,000円の増。収支のバランスを取らせていただきます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増。水道基金利子、簡易水道基金の運用益でございます。

6款1項1目村債、補正額70万円の減。公営企業会計適用債、簡易水道会計の法適化移行業務の

額の確定による減額でございます。

9款1項1目雑入、補正額15万円の減。水道管移転補償費、額の確定による減額でございます。 そうしましたら、歳出の説明をさせていただきます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額140万7,000円の減。説明を御覧ください。一般管理費、職員手当等、共済費などの人件費の補正のほかに、旅費、普通旅費、職員特殊旅費のところを見ていただきますと45万8,000円の減、水道技術管理者講習会などの不参加によるものでございます。委託料、公営企業法適化移行業務委託料64万3,000円の減、事業費確定による減額です。負担金、補助及び交付金、負担金、水道術管理者資格取得講習会負担金28万6,000円の減、講習会などの不参加による減額でございます。

1款1項2目使用料徴収費、補正額9,000円の減。説明を御覧ください。使用料徴収費、人件費の補正でございます。

そうしましたら、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額160万2,000円の減。説明を御覧ください。簡易水道建設事業(単独事業)、委託料、県営基幹農道水道管布設替調査設計委託料95万7,000円の減、これは事業費確定による減額でございます。簡易水道事業、今度は補助事業のほうです。委託料、曲坂水系生活基盤近代化調査設計委託料64万5,000円の減、事業費確定による減額でございます。

これより下水道の説明をします。

議案第12号 令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算(第2号)。令和2年度東白川村下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,516万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月8日提出、東白川村長。

これも同じく2ページから6ページを省略し、7ページを御覧ください。

2. 歳入。

1款1項1目使用料、補正額11万7,000円の減。収入見込みの精査によるものでございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増、集合型合併浄化槽基金からの運用益でございます。

そうしましたら、8ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額11万6,000円の減。一般管理費、職員手当等、共済費などの人件費の補正でございます。以上です。

〇議長(樋口春市君)

診療所事務局長 河田孝君。

〇国保診療所事務局長(河田 孝君)

議案第13号 令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)。令和2年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ456万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,411万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる 事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為補正」による。令和3年3月8日提出、東白川 村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、4ページの第2 表 債務負担行為補正を説明させていただきます。

第2表 債務負担行為補正。

(追加)事項、事務用コピー機(国保診療所)。期間、令和2年度から令和7年度まで。限度額36万3,000円。診療所事務室にリースいたしましたコピー機でございます。

そうしましたら、次に6ページ、7ページの事項別明細書の総括の朗読を省略させていただきまして、8ページの歳入から御説明いたします。

2. 歳入。

3款2項1目医業費補助金、補正額8万7,000円の減額。説明欄を御覧ください。へき地医師研修支援補助金の確定によるものでございます。

次に、4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増額。基金利子でございます。

次に、5款1項1目一般会計繰入金、補正額300万円の減額。一般会計繰入金のうち、施設整備 繰入金を300万円減額するものでございます。

次に、6款1項1目繰越金、補正額464万7,000円の減額。前年度繰越金でございますが、収支の バランスを取るためのものでございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額15万円の増額。診療所施設整備指定寄附金を、髙井友子様、田口和道様から頂いたものでございます。

次に、9款1項1目医業費補助金、補正額450万円の減額。

2目一般管理費補助金619万円の増額。この2つの補助金につきましては、診療所の非常用発電 設備設置工事の財源につき、当初医療施設等設備整備補助金を見込んでおりましたが、より有利な 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に切り替えたものでございます。

次に、感染症対策補助金133万2,000円の増額。この補助金は、12月補正でお認めいただきました 発熱外来診療体制確保支援補助金につき、当初1日の想定受診者数を2人で申請しておりましたけ れども、現状に合わせて1人に変更し、増額となったものです。なお、この補助金については、追 加分も合わせ532万5,000円で2月9日に交付決定をいただいております。 次のページを御覧ください。

次に10ページでございますが、3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額150万8,000円の減額。説明欄を御覧ください。人件費の補正で、3節職員手当等が6万3,000円の減額。共済費が5,000円の減額。10節需用費につきましては光熱水費でございますが、想定したよりも電気使用料、水道使用料がかからなかったため、それぞれ90万円、19万円を減額したものでございます。11節役務費については、電話料・回線使用料等で10万円の減額。13節使用料及び賃借料につきましては、今年度事務所に入れましたコピー機につき、リース契約の確定により10万円の減額でございます。18節の負担金、補助金及び交付金につきましては、新型コロナの影響で学会・研修会等が軒並み中止やオンラインになったために減額をしたものでございます。

次に、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額204万1,000円の減額。説明欄を御覧ください。 人件費の補正でございますが、1節報酬、会計年度任用職員の報酬につきましては106万3,000円の 減額。これにつきましては、パートの会計年度任用職員につき当初8人で計上をしておりましたが、 製造員1名と臨時の介護職員1名が辞めたことで6人となったための減額です。3節の職員手当等 で83万円の減額。8節の旅費については、会計年度任用職員通勤に係る費用弁償ですが、14万 8,000円の減額でございます。

次に、2目の医療管理費、補正額30万円の増額。説明欄を御覧ください。10節需用費、診療材料費を増額するものでございます。

次に、3目の介護管理費、補正額19万円の減額。給食配膳用のIHカートのリース料ですけれど も、リース期間の満了によって再リースとなったための減額でございます。

次に、3款1項1目基金積立金、補正額15万円の増額。先ほど歳入で説明いたしました御寄附につき、医療設備等整備基金積立金に積み立てるものでございます。

次のページを御覧ください。

6款1項1目施設整備費、補正額127万2,000円の減額。説明欄を御覧ください。今年度、医療福祉ゾーン整備事業の非常用発電設備設置工事の工事費の確定による減額でございます。あわせて、補助金の変更による財源補正を行うものでございます。以上でございます。

〇議長(樋口春市君)

村民課長 安江修治君。

〇村民課長 (安江修治君)

議案第14号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,537万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和3年3月8日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページからの事項別明細書を省略させていただきまして、 7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目保健事業費委託金、補正額15万7,000円の追加になります。1節のほうでは、保健事業費委託金は34万4,000円の追加になっております。すこやか健診受診者の増加によります追加でございます。2節にございます一体化事業のほうにつきましては、事業の組替えによりまして、低栄養防止、重症化予防の取組事業となるもので、委託金を頂きまして組替えを行っております。2節の一体化事業につきましては、18万7,000円を減額しておりまして、組替えを行っております。先ほどの事業と、後ほど説明します、下の欄にございます広域連合円滑運営補助金というものに組み替える予定をしております。なお、2つの事業につきましては、広域連合と協議した上で計上させていただいております。

3款2項1目広域連合補助金、補正額5万7,000円の追加になります。保健事業委託金の一体化 事業との組替えによる事業でございます。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額11万5,000円の減額になります。事務費分の追加と保険基盤安定分の確定によります減額でございます。

次のページを御覧ください。

6款1項1目繰越金、補正額7万1,000円は収支のバランスを取るものでございます。

次のページでは、3. 歳出。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金になります。補正額11万8,000円の減額になります。 広域連合への保険料負担金の確定によるものでございます。

3款1項1目健康診査費、補正額28万8,000円の追加になります。電算処理手数料1万3,000円と 検診等事業負担金27万5,000円は、すこやか健診の受診者の増加見込みによります追加になります。 一番最後になりますけれども、後期高齢者医療保健事業(一体化事業)につきましては、委託金の 組替えによる財源補正になります。

後期高齢者医療特別会計は以上になります。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

一般会計、商工費の49ページになりますが、ちょうど中ほどになります集落支援員事業の補正についてお伺いします。

先ほど総務課長の説明の中で、職員手当等の変更については説明がありましたが、これは職員給 ということで、結構な金額で200万から300万の間が動いております。集落支援員の制度の人数の現 状の状態と、それから財源について、どのような財源のことになっているかをもう一度ちょっと説明だけいただけたらと思います。

〇議長(樋口春市君)

会計管理者。

〇会計管理者 (今井英樹君)

集落支援員事業につきましては、当初人員が2名となっておりましたけれども、1名に変更してまいりまして、この額の差額につきましては、10月の人事院勧告の0.05%引下げに伴いまして減となったものでございます。

〇議長(樋口春市君)

副村長 桂川憲生君。

〇副村長 (桂川憲生君)

人数につきましては、今申し上げたとおりでございますけれども、財源につきましては、総務省から1人当たり350万円が特別交付税として村のほうへ頂けるということでございます。以上です。 〔挙手する者あり〕

〇議長(樋口春市君)

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

途中、全協等で2名を集落支援員としてお願いしますというようなことを執行部側から伺っていて、今年度、実は2名の体制を維持するということと、財源も交付税措置とは言いながらも、お国のお金を使いながらうまくやると。でも、今の説明ですと、途中で1名に減員したということと、国からもらえるはずの支援員の分の交付分も1名分なくなっているという解釈でよろしいんでしょうか。今そういう返答に聞こえますけど。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

集落支援員につきましては、集落支援員という部分につきましてはお一人ということで、総務課のほうで1人、集落支援員に対応するような職員がおりますので、その分の費用があるというふうに考えております。交付金のほうも、それで措置されているというふうに理解をしております。

〇議長(樋口春市君)

副村長 桂川憲生君。

〇副村長 (桂川憲生君)

いろんな者が説明しておって申し訳ございません。

まず、ここの今計上しておるところが、地域づくり事業というので地域振興課の所管でございます。それで、そこは当初2名の職員を予定しておりましたけれども、実際には地域振興課と総務課に在籍をする職員がおりまして、双方それぞれの課で集落支援員の交付を受けて、別々の場所で業

務を行うということで、地域づくりのほうは1名減員をして、総務課のほうは総務課で1名増をしまして、それぞれ集落支援員の特別交付税を頂いて、2名に充てておるというものでございます。

〇議長(樋口春市君)

よろしいですか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

ちょっと確認のためにまとめますけど、先ほどの途中までの説明だと、まるで地域支援員の交付 分もなくなっているような感覚でしたけれども、実は地域支援員としての交付税措置につきまして は、2名分ちゃんと確保してあって、ただ、肩書であるとか事業は2つに分かれて、2か所で活躍 してみえるという解釈でよろしいでしょうか。

〇議長(樋口春市君)

副村長 桂川憲生君。

〇副村長 (桂川憲生君)

お見込みのとおりでございます。失礼をしました。

〇議長(樋口春市君)

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

一般会計の42ページ、4款1項2目になりますけれども、財源補正であるとか、そういった部分でなしに、今日の一般質問にもありましたコロナウイルスに対する事業ということで、国・県支出金が135万2,000円ということで、一般財源を足して、こういった事業ということですけれども、補正で今回出るということは、取りあえず3月までの啓発活動であるとか、準備活動に、恐らくこれぐらいお金が要るだろうという見込みから、国・県から135万2,000円が来たのか、これだけ渡しますから、これでやれることをやりなさいということなのか、まず冒頭、その返答を聞きたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長安江透雄君。

〇保健福祉課長(安江透雄君)

この補助金につきましては、令和2年度と令和3年度に予定して行われます。全額国費ということで、使った分が入ってくるということですが、ここに今上げさせておっていただくのは、今現在でこのぐらいかかるかもしれないという予定で上がっておりまして、絶対に支出が起こるだろうというのは、委託料でありますとか、そういうものは3月中につくっておかなければならないものがあります。消耗品とか、報酬などにつきましては、当初の3月にワクチン接種の1つ目を行うと言

っておった頃の予定で上げておりますので、そういう分で使わなかったものにつきましては、不用額で、未執行で落として、2回目接種がある令和3年度にまた補助金で上げるという形になると思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

〇議長(樋口春市君)

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

だんだん予定も遅れているということと、以前の準備段階での計算だということで、どの自治体 もこれだけの国のお金では、全てのこと、やりたいことができんよというようなことも声が上がっ ていますので、恐らく来年度に実際にワクチンを打つまでには、これだけの補助金で全てがやれる かどうかというのもありますけれども、予算の部分で、まだこれ今お話があった3年度分、4月以 降の実際にワクチンが打てる頃までの見込みというのも、現時点ではある程度分かっているのでし ょうか。

〇議長(樋口春市君)

保健福祉課長 安江透雄君。

〇保健福祉課長 (安江透雄君)

令和3年度の補助金につきましては、今御指摘がありましたように、当初は職員の超勤手当では 駄目だよと。それがよくなったよとか、いろいろと条件が変わってきておりますので、今現在で幾 らというような状況は国のほうも示しておりませんが、御指摘の少しもめたような話になっておる のは、当初国のほうが各自治体に上限額を幾らと設定して、それだけの中で収めてくださいよとい うような通知を出しましたので、それについてはやってみないと分からん部分もあるので、その中 で収まらなかったときにはどうするかというような議論がなされて、最終的には、かかった部分は 全額令和3年度で埋めるよというような返事になっておりますので、まだ実際のところ、令和3年 度の補助金を幾ら申請するのかという見込みは立っておりませんが、国のほうは、かかった分に対 しては全額払うと言っておりますので、またよろしくお願いします。

〇議長(樋口春市君)

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和君。

〇4番(今井美和君)

一般会計の32ページの真ん中辺にある新型コロナの補助金の事業で、ふるさと企画改革事業の味彩ウッドデッキ工事のことで2点伺いますが、まず1点目、この補助金がもらえることはすごくありがたいことで、新型コロナに関してなんですけど、このウッドデッキ工事を新型コロナの補助金でどうやってひっつけて、国からの補助金を頂けるのかということをまずお伺いします。

〇議長(樋口春市君)

副村長 桂川憲生君。

〇副村長 (桂川憲生君)

今回のこのウッドデッキを造ります理由につきましては、まず第三セクターに委託というか、指定管理に出しておりました交流施設が、コロナ感染症の蔓延で打撃を受けて、維持管理できなくなったという現実が一つございます。それで、それをそのまま放置しておきますと、なかなか今の状態、民間が入ってまいりましたので、解決策は見つかったんですけれども、あのままで放置しておきますと、あそこで働いておられた人たちの雇用が継続できないというようなことが大きな問題がございまして、そこを事業継続するために民間のところへお願いしたわけですけれども、民間とて、簡単にあそこで事業が継続できるというふうには思っておりませんで、それには、やはり今の時代でいうインスタであるとか、SNSを使った魅力の発信ができるようなアイテムを持つことが必要だろうということで、民間の話が来る前から、この計画はあったわけなんですけれども、あそこの施設に、そうした魅力あるものを付け加えをして、雇用の維持継続を図りたいということで、コロナとウッドデッキというものが事業としてひっついて、そういう説明をして、国の国庫補助金を頂くというような展開になっております。

[挙手する者あり]

〇議長(樋口春市君)

4番 今井美和君。

〇4番(今井美和君)

よく分かりました。

頂けるものとしていたいわけですが、2点目なんですけど、このことについて、国の補助金として今440万、一般財源として210万と分かれているわけですが、全て国から頂ければありがたいと思うんですけど、これの内訳というのはどのように決められているのか。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

おっしゃるとおりに、全部を補助金といいますか、交付金で支えればいいんですけど、当然工事ですので、入札が下がるとか、そういうこともありますので、それも見越して一般財源をつけて、最終的には、交付金につきましては全部トータルで計算してそれぞれに費用を充てていきますので、最終的には、この今440万円のものがもう少し増える。増やして、ほかで削った分といいますか、事業ができなかった分とかを集めてきて、これを入れますので、最終的には充当率が上がってきて、頂いた交付金をできるだけ有効に活用するという意味で一般財源をつけさせていただいて、最初はこの状態でやって、最終的には精算して、しっかり補助金を使い切るというような形で進めさせていただこうと思っておりますので、お願いいたします。

〇議長(樋口春市君)

ほかに質疑はありませんか。

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

少し関連になりますが、今のウッドデッキの工事と、この48ページのところに、ちょっとこれも確認になりますが、7款1項2目、こもれびの里総合管理事業ということで、こもれびの丸太小屋解体事業、今総務課長の説明では、駐車場不足で、駐車場を整備するためというようなことでしたけれども、昨日金額が妥当かどうかということも含めまして、現場をちょっと見てきました。いつでも壊せるような形で、きれいに、もう手をつけるばっかりかなというふうになっておりましたけれども、丸太の建物がありまして、下に土間コンクリート、ちょっと出たものがありますので、多少、上だけ壊しただけでは駐車場として使える状態ではないと思いますけれども、今回の工事でどこまで含まれているのか。ある程度壊して、砕石を敷いてすぐ使えるのか。例えばこの後、またこれにアスファルト工事が、また来年度予算とかで追加で出てくる可能性があるのか、どこまでの工事区分か教えていただきたいです。

〇議長(樋口春市君)

地域振興課長 村雲修君。

〇地域振興課長(村雲 修君)

こもれびの里の丸太小屋解体の部分につきましては、なかなか予算をしっかり確保できたのか、 ちょっと分からないところなんですけれども、工事の内容としましては、木造の解体工事として木 質部分を取り壊す工事になります。これが解体工事と処分費として見積もらせていただいています。 それから、屋根は板金、とい、それからそういったものを撤去するものを必要な数量となっていま す。それに伴う処分費も併せて見積もっております。

それから、当初は土間コンクリートも解体する形を予定しておりましたが、なかなか膨大な見積額になっていってしまうので、実を言うと、あのエリアが次期の開発のことの可能性もあるので、 土間コンクリートはそのままはつらずに、その上にRCを置くような形、いわゆる砕石をその上にべたっと乗せてしまって、ある程度の駐車場にできる。いわゆる厳密にラインを引けるまでのアスファルトをきちんと施したような駐車場までには仕上げないという感じに予定をしております。

あと、細かいところでは、電気の配線の撤去だとか、アルミサッシの取り外しとか、植栽の撤去、 あと2つぐらい、紅葉とか、何かありましたので、伐倒はしておるんですけど、根っこが残ってい ますので、そこら辺を抜根するところとか、そういった費用までを見て、この予算という形で見積 もらせていただきました。以上の内容になります。

〇議長(樋口春市君)

よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

恐らく、僕も現場を見てきましたけれども、コンクリートのほうが今の地面より高いですので、今おっしゃったような感じでは収まらんのやないかなという気はしますけれども、またしっかりと現場の検証もしていただいて、これだけの金額でしたので、そこまで含まれるのかなあということもいささか感じないではないですので、僕の見解違いもあってはあれですので、質問としてはこれぐらいにしたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

ここで暫時休憩とします。

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

〇議長(樋口春市君)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に保健福祉課長及び診療所事務局長より、新型コロナウイルスワクチン接種関連の会議出席のため、離席の申出があり、これを許可しましたので、御報告をいたします。

先ほどに引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

下水道特別会計、7ページになりますが、歳入の部分でお聞きします。

使用料は確定によって減額ということになっておりますが、下水道のそもそも使用料というのが、 流動的要素があったかどうかも含めまして、この減額で確定していった詳細をちょっと御説明願え ますか。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

下水道については、使用料というよりは、1戸当たり月幾らというふうになっておりまして、平 東の合併浄化槽で、鳥屋下さんの旧宅のところで廃止がありましたので、その分が抜けておるとい うところと、あと何軒かあったと思いますけれども、1戸当たりというところで御理解ください。

〇議長(樋口春市君)

よろしいですか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

ということで、結局これは何軒分だということになるんですか。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

鳥屋下さん1軒だと思いますけど、ちょっとしっかり把握しておりませんので、確認させてください。お願いします。

〇議長(樋口春市君)

確認できますか。

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

確認します。確認させてください。

〇議長(樋口春市君)

ここで暫時休憩とします。確認してきてください。

午後2時52分 休憩

午後2時56分 再開

〇議長(樋口春市君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

失礼しました。

平東地区で1軒、それから宮代で1軒です。

〇議長(樋口春市君)

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

調べていただき、ありがとうございました。

最後に、この件との連動でちょっと質問するわけですが、今のところは使用料の減というところで一旦止まっていますが、今後、来年度のほうの予算に向けても考え方を整理したいと思うので、重ねて1個だけ質問しますけれども、使用料が減していく、要するに世帯が減っていくことと使用料の値上げとの関連性というのは、この特別会計の中では自動的な値上げになるようなやり方、それは分母が減ることによるという設定はないのかあるのかだけ、ちょっとお答え願えればいいです。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

使用料を上げるという考えは今のところありません。

〇議長(樋口春市君)

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

一般会計、39ページになりますけれども、3款2項1目児童福祉総務費、この中の補助金、これは本当に親御さんが感謝してみえる補助金なんですが、高校生の通学支援補助金が昨年の見込みより80万少なかったよと。地域定住促進の奨学金の返済、これも本当に東白川の独特のあれで、喜んでもらえておると思うんですが、これも52万5,000円の減ということで、昨年の恐らく今頃は見込みをある程度立てて予算計上を立てておったと。予算見込みのしやすい人数で分かるものなので、それがこの時点でこれだけ減ってきたのは、対象外になったのか、何かしらの原因があるかと思うんですが、この件についてお答えをいただきたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

教育課長 安江任弘君。

〇教育課長 (安江任弘君)

まず高校生通学支援のほうですが、これはコロナの影響で4月・5月が休校になったということで、利用者の減ということになります。

それから、地域定住促進奨学金等返済支援補助金につきましては、当初15人を見ておりましたけれども、実質申請された方が12名ということで、3人減ということで、減をするものでございまして、どうして3人減ったかというのは、こちらの思惑もあって、増えるであろうという、12人は昨年の実績で、3人は増えるであろうという見込みを立てておりましたけれども、実際のところ12名というところでしたので、同じ数だったということになりました。以上です。

〇議長(樋口春市君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 桂川一喜君。

〇6番(桂川一喜君)

一般会計、総務費の28ページになります。

最上段になりますけれども、先ほど説明でふるさと寄附金の額が増えたので、決済システム使用料が増えたという説明でしたけど、このシステム使用料というのは、ふるさと納税の金額に応じて変化するシステム決済ですかという質問です。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長 (今井明徳君)

金額に応じて、件数に応じて、増えれば増えるほど使用料が増えていくという形。当初はある程度の件数を見込んで予算化しておりますけれども、それ以上に、今年は11月の時点で前年度を上回ったような状況で、非常に増えたので、今回増やさせていただくものでございます。以上でございます。

〇議長(樋口春市君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

一般会計の45ページの農林水産業費の7. 農地費なんですけれども、2,943万4,000円の減ということなんですけれども、ちょっと聞き落としたかもしれませんけど、ここのところ、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

負担金、補助及び交付金のところですか。農地費の。

〇3番(安江健二君)

45ページの7. 農地費というところだね。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

負担金、補助及び交付金で、負担金が3種類あります。県営中山間地域総合整備事業負担金、県営農道事業負担金、県営農道事業、これは農道施設強化保全ということで、この中山間事業については県でやっていただいております。その下の県営基幹農道も県でやっていただいておりますので、当初予算では大体5,300万ぐらい村のほうで負担金を出すので、やってくださいよというようなことで要望はしておったんですけれども、腹いっぱいやっていただけなかったと。やはりコロナ禍もあり、県の財政も厳しいということで、今年度については、これだけの金額を減額してくださいよというところで、今回補正をさせていただくものでございます。毎年、県営中山間事業ですと、1億5,000万円ぐらいはやってくださいという要望を出しておるというところでございます。よろしくお願いします。

〇議長(樋口春市君)

よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

ということは、続けて令和3年度はやっていただけるということですか。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

引き続き、事業が終わるまでしっかり事業をやっていただくように要望を努めてまいります。よ ろしくお願いします。

〇議長(樋口春市君)

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

続いて、有田さんに申し訳ないけど、簡易水道特別会計の10ページのちょっと分かりませんもんでお聞きしますけれども、該当する金額がないかなと思いますけれども、旅費のところで、普通旅費と職員特殊旅費というふうに分けてありますけれども、特殊旅費というのはどういう意味なのか、またどういったときに使うのかということをちょっとお聞きしたいです。

〇議長(樋口春市君)

建設環境課長 有田尚樹君。

〇建設環境課長(有田尚樹君)

今言われるのは、総務管理費の一般管理費の中にあります旅費、普通旅費、職員特殊旅費45万8,000円だと思います。この分については、この下、負担金のところを見ていただくと、中段の。 負担金、補助及び交付金、負担金、水道術管理者資格取得講習会負担金というのがあります。これ は、大阪へ行って技術者の資格の講習を受けてきます。そのときの宿泊代という金額になります。 旅費も大阪まで行く旅費、そして向こうで泊まる宿泊代の金額が特殊旅費というものでございます。

[挙手する者あり]

〇議長(樋口春市君)

3番 安江健二君。

〇3番(安江健二君)

了解しました。

〇議長(樋口春市君)

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

説明の中で私がちょっと聞き漏らした分もあるので、再度伺いたいですが、一般会計、53ページ、 9款1項3目の災害対策費、工事請負費79万6,000円ということで、防災無線固定局移設工事とい うことで、サロンのほうに動かしたということで、2台をサロンのほうに動かしたような感じだったんですけど、ちょっともう少し細かく、どこの分はどこにということと、結構な金額ですが、新しいものを導入したわけでなくて、移設ということでよろしいわけでしょうか。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長 (今井明徳君)

先ほどは申し訳ございません。

まず1台は、柏本の正風館にある機械につきまして、それを五加サロンのほうに移設するものでございます。もう一か所は、こもれびの館にあるものを神土サロンに移設するというものでございます。今回の移設につきましては、新しい機材は全部なしで、つけるところが新しい施設で、配線とかもしっかりやらなくちゃいけないということで、工事費等々、移設工事が発生しますので、そういうものの工事費の関係で若干費用が高めになっていると思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

〇議長(樋口春市君)

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

平のサロンへ持っていったものについては、こもれびにあったものということでしたよね。サロンは、今避難所から多分外されておったかと思うんですけど、神土サロンについては。ふるさとセンターが第2庁舎化ということで、こっちへ持っていくという想定はなかったのでしょうか。

〇議長(樋口春市君)

総務課長 今井明徳君。

〇総務課長(今井明徳君)

サロンにつきましては、避難所というわけではありませんけれども、活用がありますので、今のところ、土砂災とか、ひどい災害のとき以外は何らかで使えますので、こちらのほうに移設して使うような考え方をさせていただきました。ふるさとセンターの分庁舎のほうにつきましては、今後検討していくことだと思いますけれども、今のところは、ちょっと計画のほうに上げておりません。以上でございます。

〇議長(樋口春市君)

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第9号)から議案第14号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 令和2年度東白川村一般会計補正予算(第9号)から議案第14号 令和2年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)までの7件は、原案のとおり可決されました。

◎発議第1号について(提案説明・質疑・討論・採決)

〇議長(樋口春市君)

日程第21、発議第1号 議会の権限に属する事項中村長の専決処分事項についてを議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。

5番 今井美道君。

〇5番(今井美道君)

発議第1号 議会の権限に属する事項中村長の専決処分事項について。議会の権限に属する事項 中、村長の専決処分事項を別紙のように定めるものとする。令和3年3月8日提出、提出者 今井 美道、賛成者 今井美和、同じく賛成者 桂川一喜。

提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法96条において、重要な事項は議会の議決事件と定められています。一方で、179条において、必要な議決または決定が得られない場合の補充的手段として、地方公共団体の長に議会の権限に属する事項を代わって決定する権限を与え、議会と長の関係の調整を図り、地方行政の渋滞を防止する制度がございます。

議会改革検討委員会において、平成24年の地方自治法の改正の経緯、全国の町村議会、岐阜県内の町村議会の専決処分等の実態調査、当村の行政と議会の関係などを検討した結果、さらなる村民のための円滑な行政運営に向けて、第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項を村長の専決処分事項として指定する必要性を考え、この案を提出いたします。

本文に戻ります。

地方自治法第180条第1項の規定による村長の専決処分事項。

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は村長において専決処分することができるものとする。

- 1. 法律上の義務に属する損害賠償の額を1件50万円以下において定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
 - 2. 議会の議決を経た工事または製造の請負契約において、契約金額を300万円以下において増

額または減額して変更すること。

附則、この議決は令和3年4月1日から実施する。以上でございます。

〇議長(樋口春市君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 議会の権限に属する事項中村長の専決処分事項についてを採決します。 お諮りします。 本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 議会の権限に属する事項中村長の専決処分事項 については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。20分から会議を再開いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時16分 再開

〇議長(樋口春市君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第15号から議案第25号までについて(提案説明)

〇議長(樋口春市君)

日程第22、議案第15号 東白川村常勤の特別職職員の令和3年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第32、議案第25号 令和3年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

〇村長 (今井俊郎君)

それでは、資料はこちらの別冊になっています村長説明という資料をお願いいたします。

本日ここに、令和3年東白川村議会第1回定例会に令和3年度予算案及び関連する諸議案を提出

し、議員の皆様に御審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を 通じて村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第1章 国の予算編成動向

このページにつきましては、国の予算編成動向でございますので、参考にしていただくよう、説明は省略をさせていただきます。

2ページからお願いをいたします。

第2章 本村の予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、第五次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けた予算編成に取り組み、重点項目は次のとおりとしました。

①財政規律の維持。②コロナウイルス感染防止対策の徹底的な実施。③コロナと共生する社会活動、経済活動の実現。④移住・定住促進事業の促進、NPOの活動助成。⑤テレワーク事業の事業化。⑥越原センター大規模改修。⑦危険空き家対策の推進。⑧美しい村づくり事業の推進。⑨茶産地構造改革事業の推進。⑩第三セクターの経営改革の促進。⑪保・小・中の連携強化、将来計画の検討。⑫働き方改革の推進であります。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します令和3年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係4件、合計11件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ1億1,400万円減の24億9,100万円となり、前年度対比は4.4% の減額となりました。減額要因は、前年度に計上したみのりの郷東白川株式会社への出資金や小学 校ランチルーム屋根改修工事、庁内サーバー更新工事などの減額によるものです。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計 2 億9,720万円、介護保険特別会計 3 億920万円、簡易水道特別会計 2 億8,370万円、下水道特別会計2,470万円、国保診療所特別会計 2 億5,730万円、後期高齢者医療特別会計5,180万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ5,320万円減の12億2,390万円(前年度比4.2%減)です。

第4 各会計予算額の合計

4ページをお願いします。

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ1億6,720万円減の37億1,490万円(前年度 比4.3%減)です。

第4章 一般会計の歳入の概要

歳入のうち村税は、景気の動向で左右されますが、令和2年度の実績を考慮し、前年度より 4.1%減の1億9,396万円を計上しております。 地方消費税交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれることから、前年 度より4.2%減の2,300万円を計上しております。なお、社会保障財源分は使途が限定されています ので、社会保障関係費に財源充当しております。

普通交付税は、令和2年度の国勢調査人口等の減少による影響もありますが、人口減少等特別対策や新しい算定方法による地域デジタル社会推進費(仮称)の追加、公債費の増額などを見込み、前年度より2.1%増の11億300万円を計上しました。

特別交付税は、地域おこし協力隊事業及び集落支援員事業の継続や診療所の特殊財政事情を見込み、前年度より13.9%増の1億7,200万円としています。

使用料及び手数料は、可燃ごみ袋代の増額などを見込み、前年度より2.5%増の6,303万円を計上 しました。

国庫支出金は、戸籍システム改修補助金の減額などにより、前年度より1.2%減の1億2,276万円を計上しました。

県支出金は、県単林道事業補助金などの減額により、3.9%減の1億5,038万円を計上しました。 村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、ソフト事業では福 祉医療費、農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業などの財源として3,420万円を計上し、ハー ド事業では県営農道事業負担金、県営中山間地域総合整備事業、高齢者交流サロン整備事業(越原 センター改修工事)、防災安全交付金事業などの財源として1億4,550万円を計上し、臨時財政対 策債7,000万円と減収補填債280万円を加えた地方債の総額は、前年度より26.2%減の2億5,250万円となっております。

繰入金では、今後の財政健全化を視野に入れて、財源不足に対応するための財政調整基金の繰入れは1億2,000万円としました。また、ふるさと思いやり基金繰入金の減少により、繰入金の総額は前年度より25.9%減の1億8,242万円となりました。

繰越金は、令和2年度決算見込みから、前年度より7.7%増の1億819万円を計上しました。

第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 農林業振興策。

茶業振興では、令和元年度から茶産地構造改革について協議を重ねてまいりましたが、引き続き 推進していきます。

また、その他の農産物や特産品についても、流通、アンテナショップの拡大を図るとともに、収益の増加と知名度アップを図ってまいります。

農地の保全対策では、ソフト面で集落営農活動を推進するとともに、組織が取り組む水田を中心 とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

また、水田の保水力低下や排水性低下による米の収量が減少していることから、関係機関との話 合いを始めたいと思います。

2. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第5期対策の2年目となります。有利な措置がある集落戦略の作成の推進や継続事業の3年目となる多面的機能支払交付金事業とともに実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

3. 林業振興策。

林業振興では、100年の森林づくり構想を掲げ、本村全域が望ましい森林の姿となることを目指し、平成29年度から構想の策定に取り組んでまいりましたが、このたび森林づくり構想が完成したので、令和3年度は構想の報告会を計画しています。

そのほかに、中小規模森林所有者が自ら行う森林整備に対して補助する自伐林家型地域森林整備 事業を引き続き実施します。

有害鳥獣対策では、引き続き狩猟登録への補助を行うほか、有害鳥獣捕獲報奨金については、こ こ数年の捕獲頭数並みに予算を計上し、対策の充実に努めてまいります。

森林環境譲与税は、森林の整備や意向調査などに有効に活用してまいります。

4. 林業活性化担い手育成事業。

全国から木材関連産業の就職希望者を募り、村内の事業所への就業を促進するとともに、受入れ 事業所が実施する担い手の育成を目的とした技術習得のための研修などについて支援を行います。

5. 商工業振興策。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた商工事業者に対する支援方法として、今までの商工会経営改善普及事業及び中小企業退職金共済制度、商品券発行事業への補助や商工業設備資金利子補給を継続して支援を行います。

つちのこメンバーズカード事業は、年々加入者(村外者)が増加しており、商工業の活性化につながっていますが、昨年実施した消費動向調査を基に村民のカード利用拡大を検討しましたところ、あまり効果を得られないことが予測されるため、今までと同じ制度で消費拡大を図ることとします。

村内産品販売促進事業のふるさと納税につきましては、税制改正に伴い、還元品は地場産品に限ること、寄附金額の3割以下に抑えることなどのルールが厳格化され、寄附金額が伸び悩んでいますので、返礼品の一層の充実を図り、寄附者の増加に向けて鋭意努力してまいります。

ECモール(つちのこマルシェ)については、今後もインターネットショッピングの購買傾向は伸びることが予測され、ポイント付与は継続購入する消費者にとって魅力であり、村も特産品を取り扱う主力サイトであるため、必要な事業として強化してまいります。

また、同じようにフォレスタイル事業の管理運営については、引き続き行ってまいります。

6. 地域活性化策。

令和元年度に任期満了となった地域おこし協力隊員3名のうち、2名は第三セクターの担い手として、また1名は会計年度任用職員として村の移住定住事業に携わっていただいております。

また、令和元年4月から採用の3名のうち、2名は引き続きCATVの番組制作を行っていただいており、東白川村の魅力を村内外に発信いただいておりますし、1名につきましては第三セクタ

一に勤務しており、自身の起業も視野に入れながら活動いただいております。

また、令和2年に採用した2名の協力隊員は、継続雇用できる環境確保や必要な支援を行い、将 来、第三セクターの担い手となる人材育成を図ります。

東白川つながるナビ事業は、新たにNPO法人つちのこ村の事業として、「東白川村移住・定住 支援センター」を看板に、活動を積極的に展開することとします。

また、同じように準備を進めてきました、テレワーク事業・サテライトオフィス事業についても、同じくNPO法人つちのこ村の事業として積極的な展開を進めてまいります。

空き家の利活用やテレワーク・サテライトオフィスといった移住施策は、今や全国的な展開で、 どの自治体でも取り組まれている政策であり、ますます競争激化する状況の中、東白川村では、豊 かな自然と手に入れやすい農産品を魅力として、コロナ後の移住を志す人たちにうまくアピールを しながら本事業の推進を図ります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県営土地改良事業·県単土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、柏本排水路修繕事業、加舎尾及び西洞の農地防災事業、親田・神付、加舎尾及び柏本の農道整備事業、平の集落道整備事業、親田・神付防火水槽整備事業を 実施します。県営基幹農道事業では、曲坂から中谷までの狭小道路の拡幅と防災対策を引き続き実施します。

県単農業用施設整備工事では、穴沢農道の路面修繕を行い、基金活用農用地修繕工事は、要望の あった圃場の基盤修繕を行います。

県単林道事業では、前山谷線舗装工事を実施します。また県単治山事業として、西洞集落地内の 宮洞谷流路工測量設計委託業務を実施します。

2. 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業。

曲坂集落及び西洞集落の避難所対策に必要な砂防事業を推進し、中之谷通常砂防工事、曲坂通常 砂防工事を行い、レッドゾーンの解消に努めます。

平集落上小林地区の急傾斜地崩壊対策事業については、中学校の体育館裏からランチルームまで の間を県営事業により引き続き実施します。

3. 危険木除去事業等。

危険木除去事業や枯損木処理緊急整備事業、国県道及び村道日照木等支障木除去事業を引き続き 実施します。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備、防災士資格取得補助を引き続き行います。 また、令和2年度に引き続きライフライン保全対策事業を実施し、村道小峠線の電線の支障木を除 去し、停電の発生を抑制します。

5. 防災安全交付金事業。

村道魚戸線落石対策工事をはじめ、村道神土・角領線の側溝蓋設置工事、平1号線歩道カラー舗

装工事を実施します。

その他、越原・付知線と栃山クラブを結ぶ木屋下線道路改良工事、村道路面性状調査を行います。

6. 道路メンテナンス補助事業。

国の新たな制度事業により、村道橋16橋の点検業務、新魚戸橋の補修工事を引き続き実施します。

7. 環境対策。

廃棄物対策は、村と村民の責任と役割を明確にし、ごみの分別化により資源循環型社会を目指すため、可燃・不燃・資源などの回収、処分を行います。

単独浄化槽から合併浄化槽への切替えを推進するため、合併浄化槽設置補助を行います。

自然環境保全活動を積極的に行う自治会に対し、必要な支援を行います。また、自然地域内での 不法投棄の監視及び防止に努めます。

8. 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、大口、西洞、曲坂及び日向集落の地籍調査事業を引き続き 実施します。

9. 移住 · 定住推進事業。

助成事業では、引き続き高校生の通学に係る各種補助のほか、奨学金を受けて大学・短大等を卒業後、I・Uターンなどで村へ移り住まれる(定住する)方が返済している奨学金の一部を補助する支援事業を実施します。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所、役場、金融機関や介護予防教室の参加などへ出かける ための外出支援を引き続き行うとともに、村外への通院支援では、透析通院、中核病院や歯科医院 などを対象にし、サービスの充実を図ります。

また、高齢者等の皆様の外出意欲を増進させるため、利用者負担の無料化により経済的負担の軽減に努め、予約による個別送迎で多様化する要望にも対応してまいります。

2. 予防接種事業等。

インフルエンザの集団感染を防ぐためのワクチンの接種費用については、1歳児から中学生まで の全額補助については、高校生まで拡充いたします。生活保護世帯等の全額補助と高齢者の一部補 助は継続して実施いたします。

定期接種となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種については、1回の補助を引き続き行います。ピロリ菌検査は、中学2年生全員を対象に全額補助で行います。

また、がん検診では、各種助成に加え、令和2年度に引き続き、移動検診車による胃カメラ検診 を健康まつりで実施します。

3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等への、つちのこ商品券配布事業と在宅での要介護者や生後8か月までの乳児のいる世帯等へのごみ袋無料配布事業を引き続き実施します。

4. 障害者対策、高齢者に対する支援事業。

神土地区のふれあいサロンは、コミュニティー拠点としての利用拡大を図るとともに、五加地区の交流サロンほほえみでは、地域ボランティアを中心として高齢者や地域住民との交流を通して、 健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げていきます。

越原地区の交流サロンにつきましては、地元の皆様の意見を踏まえて、越原センターを改修し、 地域での利用が増えるような施設に整備していく方向となっており、令和2年度に実施設計まで終 わっておりますので、令和3年度は改修工事を行います。

また、65歳以上の高齢者が購入するペダル踏み間違い時加速制御装置や衝突被害軽減ブレーキなどの安全装置つきの自動車購入に対して引き続き補助金を交付します。この補助金につきましては、令和2年度から新車販売時に安全装置を標準装備することとなっておりますので、令和3年度と令和4年度までの補助制度とする予定です。後づけの急加速抑制装置等に対する補助金制度につきましては、引き続き補助金を交付します。

障害者計画は、最終年度となりますので、第4期計画(令和4年から令和11年)を策定し、障害者の皆様の支援を充実させてまいります。

5. 子育て支援と保育活動の質の向上。

昨年設置した子育て世代包括支援センターを中心に、子育て相談「ふらっと」をはじめとする各種支援事業のより一層の充実を図り、妊産婦及び乳幼児等家庭の生活の質の改善、向上や、胎児・乳幼児にとって良好な子育ての環境づくりに努めます。

また、保育園の管理体制の充実により、保育士の資質向上を図り、より質の高い保育活動に努めます。

また、保育園の各種事業などの取組について、独自の点検評価を行い、その結果を施設の展開や保育園の円滑な運営に反映するよう努めます。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

1. 小・中学校運営。

タブレット端末等のICTを活用した授業を引き続き推進し、令和3年度は、小学校4年生以上と中学生全員にタブレット端末を1人について1台を配置し、最適な教材ソフトの導入により、ICT環境の整備と充実を図り、先進的なICT教育に努め、村の特色として村内外へ発信してまいります。

新規少人数支援対策では、小学校の修学旅行バス借上料及び中学3年生の東京研修における都内 バス借上料について全額支援を行うなど、小規模校・少人数学級だからこそできる支援を引き続き 実施します。

また、小・中学校の近い将来の姿について、どんな形態がふさわしいか、研修、検討を開始します。

2. 公民館事業及び保健体育事業。

新型コロナ感染症対策を十分に行い、コロナ禍における公民館、体育活動の新しい取組の検討を

しながら、できることを最大限効率よく実施していく必要があります。そのため、引き続き公民館 講座や軽スポーツ教室など村民の趣向を考慮しながら、精神的・肉体的な健康と体力保持の増進を 図ります。

第5 ゼロ予算事業

令和3年度は、予算措置前の検討段階に位置づける「ゼロ予算事業」を下記のとおり掲げ、情報 収集、村民の意見集約、検討会議を重ね、具体策のまとまったものから予算化を行い事業へ展開し てまいります。

- 1)人口が2,000人を切る時代の自治会の在り方や集会施設等の維持等に関する基本となる運営方針を模索してまいります。
- 2) ヒノキ林と並んで村の景観の大きな要素となっている水田、茶畑について、継続可能な産業の在り方を検討してまいります。
- 3) 東海・東南海地震の発生の危機感が高まっていますが、大災害を見据えた装備や地域力を再 検証し、災害に強い自治体を目指してまいります。
- 4) 国保診療所は、五加地区への移転とともに、他地域からの受診も増え、村の診療所から地域の医療機関という変化がありましたが、経営体質の強化と一層地域から求められる医療機関のあるべき姿を求めてまいります。
- 5) 1 学年10名程度の少人数学級の運営が現実のものとなってまいりましたので、新しい学校教育のあるべき姿について、村民の皆様と意見交換を始めてまいります。

第6章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

令和3年度は、県を財政運営の責任主体として位置づけた国保制度改革の4年目であり、保険税率の改定を含めた特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めてまいります。加入者は573人(前年度609人)、保険税は5,341万円(前年比1.9%減)を計上しました。

県に支払う保険税に相当する事業費納付金は、県全体の保険給付費が下がったことなどにより、前年度より約1,252万円減の6,985万円で予算計上しました。村の保険税は、令和2年度から段階的に保険税を引き上げることにより、不足する期間は法定外繰入れを行うことで収支のバランスを取ることを想定していましたが、県全体の保険給付費の減少により県への納付金が大幅に減少したことにより、村の保険税の引上げ額と法定内繰入れで運用ができる見込みとなりました。

ただし、本村の1人当たりの医療費は減少傾向にあるものの、他の市町村よりは高いので、納付金に対する保険税の引上げについては、被保険者の方々に御理解と御協力を得られるよう、しっかりと広報してまいります。

国保会計の全体予算では、前年度より7.8%減の2億9,720万円の予算編成になりました。また特定健診をはじめとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

また、保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解し

ていただき、村税と併せて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められている強制執行 なども実施いたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者982人(前年度995人)を想定し、予算編成をいたしました。 予算額は、前年度と比べ3.3%減の3億920万円を計上しました。居宅介護サービス受給者の減少な どの見込みに連動して、介護給付費の減少を見込み、全体で1,050万円の減となっています。

令和3年度は、第8期介護保険事業計画の初年度となります。基準額となる月額保険料率は、第7期から据置きで予算を編成しております。第8期においても、引き続き介護予防事業を重視し、要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防の在り方や地域包括ケアシステムの充実を図り、生きがい・健康づくりの促進に努めます。また、介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねてまいります。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成16年度全村水道化し、現在の給水件数は959件(前年度961件)で、給水普及率98%となっています。

令和3年度は、曲坂水源系施設の機器更新事業が6年目となり、西洞・久須見地内の配水施設などの設備の更新を行います。県営土木事業などで支障となる施設については、財源を確保し、必要な対策を行います。

浄水場等の維持管理部門外部委託においては、長期継続契約による複数年契約とし、安全で清浄な水道水の供給を行います。水道管の漏水が多発しております管路施設の長寿命化については、簡易水道会計の中長期的な財政状況を見ながら検討を進めてまいります。

簡水会計の経営の見える化に向け、公営企業会計へ移行するための準備を昨年に引き続き行います。

予算額は2億8,370万円で、簡易水道建設事業費の減により、前年度に対し6.3%の減となっています。

第4 下水道特別会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区16戸、平西地区33戸、平東地区23戸、平中地区19戸、合計91戸となっています。各組合の御尽力により安定した運営をしています。引き続き安定した経営を行えるように対策を講じてまいります。予算額は2,470万円で、施設維持管理費の減により前年度と比べ0.8%の減少となっています。

第5 国保診療所特別会計

令和元年11月に新築移転を行った診療所、老健施設は3年目を迎えることとなります。令和2年度は、コロナ禍の影響を少なからず受け、これまで経験したことのない状況の中でしたが、新たな患者や利用者も僅かながら増えた状況でした。3年目となる本年は、より一層地域の医療機関として、村民のかかりつけ医としての責任と期待への認識を新たにするとともに、職員は働き方改革を

念頭に経営感覚を養い、経営改善に努めながら、村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

予算額は、新診療所の運営費に加え、購入後15年を経過した老健送迎車(福祉車両・軽バン)を 更新する計画ですが、全体では、前年度と比べ1.98%減の2億5,730万円となっています。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方580人(前年度592人)を想定し、保険料の徴収及び申請書の受付事務等に係る経費のほか、高齢者の保健事業と介護予防事業と連携を図り、一体的な事業を推進していきます。

予算額は5,180万円で、前年度と比べ15.6%増となっています。

第7章 むすび

以上のとおり、令和3年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の大要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症蔓延への対応に終始した1年でした。令和3年度は、 村民の皆様が閉塞感から解放されることを切に願っています。

令和3年度に入りますと、新型コロナウイルス感染症対応ワクチンの投与も本格化すると思いますが、全ての日常を取り戻し、以前のような潤いのある暮らしを取り戻すにはかなりの時間が必要と思われ、不測の事態に対する備えも充実しなければならないと考えております。

これで万全とは到底まいりませんが、今後も財政調整基金や公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するように、職員と共に知恵と汗を出して努力をしてまいりますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、令和3年度予算の説明といたします。令和3年3月8日、東白川村長。

御清聴ありがとうございました。

〇議長(樋口春市君)

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。 なお、明日3月9日の本会議は午前9時30分から開催しますのでお願いします。 本日はこれで延会します。

午後3時51分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員